

## 住生活基本法 概要

## 住生活基本法 概要

### 1 基本理念

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、

- ① 少子高齢化の進展等社会経済情勢の変化に的確に対応して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等が図られること
- ② 自然、歴史、文化等の地域特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られること
- ③ 民間事業者の能力の活用及び既存住宅の有効利用を図りつつ、住宅購入者等の利益の擁護及び増進が図られること
- ④ 住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠であることにかんがみ、低額所得者、高齢者、子供を育成する家庭等の居住の安定の確保が図られることを旨として行うものとする。

### 2 責務等

#### (1) 国及び地方公共団体の責務

- ・ 国及び地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・ 国は、住宅の品質・性能の維持向上に資する技術研究開発の促進及び住宅建設における木材使用の伝統的技術の継承等を図るための情報提供等の措置を講ずるものとする。
- ・ 国及び地方公共団体は、教育・広報活動等を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、その協力を得るよう努めるものとする。

#### (2) 住宅関連事業者の責務

- ・ 住宅関連事業者は、自らが住宅の安全性その他の品質・性能の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において必要な措置を適切に講ずる責務を有するとともに、その事業活動に係る住宅の正確かつ適切な情報提供に努めるものとする。

#### (3) 関係者相互の連携及び協力

- ・ 国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (4) 法制上の措置等

- ・ 政府は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置等を講ずるものとする。

### 3 基本的施策

- ① 国及び地方公共団体は、住宅の耐震改修、省エネ化等住宅の品質・性能の維持向上及び住宅の管理の合理化・適正化のために必要な施策を講ずるものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、住民の福祉・利便施設の整備、住宅市街地の良好な景観の形成等居住環境の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- ③ 国及び地方公共団体は、住宅関連事業者による正確かつ適切な情報提供、住宅性

能表示制度の普及等住宅市場の環境整備のために必要な施策を講ずるものとする。

- ④ 国及び地方公共団体は、公営住宅、災害復興住宅、高齢者向け賃貸住宅等の供給等居住の安定の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 4 住生活基本計画

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は全国計画を、都道府県は全国計画に即して都道府県計画を定めるものとする。

##### (1) 全国計画

- ・ ①計画期間、②基本的な方針、③目標、④目標を達成するための基本的な施策に関する事項等について定めるものとする。
- ・ 国土交通大臣は、国民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴いて、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。
- ・ 国土交通大臣は、全国計画について、政策評価法に基づく政策評価を行うものとする。

##### (2) 都道府県計画

- ・ ①計画期間、②基本的な方針、③目標、④目標を達成するための基本的な施策に関する事項、⑤計画期間における公営住宅の供給の目標量等について定めるものとする。
- ・ 都道府県は、住民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議し、地域住宅協議会の意見を聴くものとする。
- ・ 都道府県は、⑤の公営住宅の供給の目標量について、国土交通大臣に協議し、その同意を得るものとする。国土交通大臣は、同意するときは、厚生労働大臣に協議するものとする。

##### (3) 住生活基本計画の実施

- ・ 国及び地方公共団体は、公営住宅等の供給等に関する事業の実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 国は、住宅関連事業者等が住生活基本計画に即して行う活動を支援するため、情報の提供、住宅の供給等について講ずべき措置の指針の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構等は、事業を実施するに当たっては、住生活基本計画に定められた目標の達成に資するよう努めるものとする。
- ・ 関係行政機関は、全国計画に即した施策の実施に関連する公共施設の整備等に関し、相互に協力するものとする。
- ・ 国土交通大臣は、関係行政機関による住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

#### 5 附則

- ・ 住宅建設計画法は廃止する。
- ・ 公営住宅の整備等は、都道府県計画に基づき行うものとする等公営住宅法の一部を改正するものとする。



## 住生活基本計画（全国計画）の概要

**住生活基本法**  
平成18年6月施行

**住生活基本計画（全国計画）**  
【計画期間】 平成28年度～37年度

おおむね5年毎に見直し

**新たな住生活基本計画（全国計画）**  
【計画期間】 令和3年度～令和12年度

## 住生活をめぐる現状と課題

- **世帯の状況**
  - ・子育て世帯数は減少。高齢者世帯数は増加しているが、今後は緩やかな増加となる見込みである。
  - ・生活保護世帯や住宅扶助世帯数も増加傾向にある。
- **気候変動問題**
  - ・IPCC（気候変動に関する政府間パネル）から「2050年前後に世界のCO<sub>2</sub>排出量が正味ゼロであることが必要」との報告が公表。
  - ・「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言し、対策が急務となっている。
- **住宅ストック**
  - ・旧耐震基準や省エネルギー基準未達成の住宅ストックが多くを占めている。既存住宅流通は横ばいで推移している。
  - ・居住目的のない空き家が増加を続ける中で、周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家も増加している。
- **多様な住まい方、新しい住まい方**
  - ・働き方改革やコロナ禍を契機として、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まってきている。
  - ・テレワーク等を活用した地方、郊外での居住、二地域居住など複数地域での住まいを実践する動きが本格化している。
- **新技術の活用、DXの進展等**
  - ・5Gの整備や社会経済のDXが進展し、新しいサービスの提供や技術開発が進んでいる。
  - ・住宅分野においても、コロナ禍を契機として、遠隔・非接触の顧客対応やデジタル化等、DXが急速に進展している。
- **災害と住まい**
  - ・近年、自然災害が頻発・激甚化。あらゆる関係者の協働による流域治水の推進等、防災・減災に向けた総合的な取組が進んでいる。
  - ・住まいの選択にあたっては、災害時の安全性のほか、医療福祉施設等の整備や交通利便性等、周辺環境が重視されている。

○上記課題に対応するため、3つの視点から8つの目標を設定し、施策を総合的に推進

### ① 「社会環境の変化」の視点

- 目標1 新たな日常、DXの推進等
- 目標2 安全な住宅・住宅地の形成等

### ② 「居住者・コミュニティ」の視点

- 目標3 子どもを産み育てやすい住まい
- 目標4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
- 目標5 セーフティネット機能の整備

### ③ 「住宅ストック・産業」の視点

- 目標6 住宅循環システムの構築等
- 目標7 空き家の管理・除却・利活用
- 目標8 住生活産業の発展

## ① 「社会環境の変化」の視点

### 目標1

#### 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現

#### （1）国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進

（基本的な施策）

- 住宅内テレワークスペース等を確保し、**職住一体・近接、在宅学習の環境整備**、宅配ボックスの設置等による**非接触型の環境整備**の推進
- 空き家等の既存住宅活用**を重視し、賃貸住宅の提供や物件情報の提供等を進め、**地方、郊外、複数地域での居住を推進**
- 住宅性能の確保、紛争処理体制の整備などの**既存住宅市場の整備**。計画的な修繕や持家の円滑な賃貸化など、**子育て世帯等が安心して居住できる賃貸住宅市場の整備**

#### （2）新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進

（基本的な施策）

- 持家・借家を含め、住宅に関する情報収集から物件説明、交渉、契約に至るまでの**契約・取引プロセスのDXの推進**
- AIによる設計支援や試行的なBIMの導入等による生産性の向上等、**住宅の設計から建築、維持・管理に至る全段階におけるDXの推進**

（成果指標）

- ・DX推進計画を策定し、実行した大手事業者の割合  
0%（R2）→ 100%（R7）

### 目標2

#### 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

#### （1）安全な住宅・住宅地の形成

（基本的な施策）

- ハザードマップの整備・周知等による水災害リスク情報の空白地帯の解消、不動産取引時における災害リスク情報の提供
- 関係部局の連携を強化し、地域防災計画、立地適正化計画等を踏まえ、**豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅立地を抑制**
- ・災害の危険性等地域の実情に応じて、**安全な立地に誘導するとともに、既存住宅の移転を誘導**
- 住宅の耐風性等の向上、住宅・市街地の耐震性の向上
- 災害時にも居住継続が可能な**住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上**

#### （2）災害発生時における被災者の住まいの早急な確保

（基本的な施策）

- 今ある既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを速やかに確保**することを基本とし、公営住宅等の一時提供や賃貸型応急住宅の円滑な提供
- 大規模災害の発生時等、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、**建設型応急住宅を迅速に設置し**、被災者の応急的な住まいを早急に確保

（成果指標）

- ・地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合  
－（R2）→ 5割（R7）

## ② 「居住者・コミュニティ」の視点

### 目標3

#### 子どもを産み育てやすい住まいの実現

##### (1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保

(基本的な施策)

- 住宅の年取倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進
- 駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進
- 民間賃貸住宅の計画的な維持修繕等により、良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備
- 防音性や省エネルギー性能、防犯性、保育・教育施設や医療施設等へのアクセスに優れた賃貸住宅の整備

##### (2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり

(基本的な施策)

- 住宅団地での建替え等における子育て支援施設や公園・緑地等、コワーキングスペースの整備など、職住や職育が近接する環境の整備
- 地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等

(成果指標)

- ・民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合  
約1割 (H30) → 2割 (R12)

### 目標4

#### 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

##### (1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保

(基本的な施策)

- 改修、住替え、バリアフリー情報の提供等、高齢期に備えた適切な住まい選びの総合的な相談体制の推進
- エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進
- 高齢者の健康管理や遠隔地からの見守り等のためのIoT技術等を活用したサービスを広く一般に普及
- サービス付き高齢者向け住宅等について、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示を推進

##### (2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり

(基本的な施策)

- 住宅団地での建替え等における医療福祉施設、高齢者支援施設、孤独・孤立対策にも資するコミュニティスペースの整備等、地域で高齢者世帯が暮らしやすい環境の整備
- 三世代同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住替え等を推進。家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミクスドコミュニティの形成

(成果指標)

- ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合  
17% (H30) → 25% (R12)

3

## ② 「居住者・コミュニティ」の視点

### 目標5

#### 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

##### (1) 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保

(基本的な施策)

- 住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的な建替え等や、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進
- 緊急的な状況にも対応できるセーフティネット登録住宅の活用を推進。地方公共団体のニーズに応じた家賃低廉化の推進
- UR賃貸住宅については、現行制度となる以前からの継続居住者等の居住の安定に配慮し、地域の実情に応じて公営住宅等の住宅セーフティネットの中心的役割を補う機能も果たしてきており、多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅の提供を進めるとともに、ストック再生を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境を整備

##### (2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

(基本的な施策)

- 住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保
- 地方公共団体と居住支援協議会等が連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急対応等の実施
- 賃借人の死亡時に残置物を処理できるよう契約条項を普及啓発。多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知

(成果指標)

- ・居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率  
25% (R2) → 50% (R12)

## ③ 「住宅ストック・産業」の視点

### 目標6

#### 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成

##### (1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化

(基本的な施策)

- 基礎的な性能等が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みの改善（安心R住宅、長期優良住宅）を行って購入物件の安心感を高める
- これらの性能が確保された既存住宅、紛争処理等の体制が確保された住宅、履歴等の整備された既存住宅等を重視して、既存住宅取得を推進
- 既存住宅に関する瑕疵保険の充実や紛争処理体制の拡充等により、購入後の安心感を高めるための環境整備を推進

##### (2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化

(基本的な施策)

- 長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進
- 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる、良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新
- マンションの適正管理や老朽化に関する基準の策定等により、マンション管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化を推進

(成果指標)

- ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模  
12兆円 (H30) → 14兆円 (R12)
- ・住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合  
15% (R1) → 50% (R12)

4

### ③ 「住宅ストック・産業」の視点

#### 目標6

##### 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と 良質な住宅ストックの形成

###### (3) 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成

(基本的な施策)

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、  
・長寿命でライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充  
・ライフサイクルでCO<sub>2</sub>排出量をマイナスにするLCCM住宅の評価と普及を推進  
・住宅の省エネルギー基準の義務づけや省エネルギー性能表示に関する規制など更なる規制の強化
- 住宅・自動車におけるエネルギーの共有・融通を図るV2H（電気自動車から住宅に電力を供給するシステム）の普及を推進
- 炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT（直交集成板）等を活用した中高層住宅等の木造化等により、まちにおける炭素の貯蔵の促進
- 住宅事業者の省エネルギー性能向上に係る取組状況の情報を集約し、消費者等に分かりやすく公表する仕組みの構築

(成果指標)

- ・住宅ストックのエネルギー消費量の削減率（平成25年度比）※  
3%（H30）→18%（R12）
- ※ 2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストの考え方に基づき、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等に関するロードマップを策定
- ※ 地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、上記目標を見直すとともに、住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を追加
- ・認定長期優良住宅のストック数  
113万戸（R1）→約250万戸（R12）

#### 目標7

##### 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進

###### (1) 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却

(基本的な施策)

- 所有者等による適切な管理の促進。周辺の居住環境に悪影響を及ぼす管理不全空き家の除却等や特定空家等に係る対策の強化
- 地方公共団体と地域団体等が連携し相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進
- 所有者不明空き家について、財産管理制度の活用等の取組を拡大

###### (2) 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進

(基本的な施策)

- 空き家・空き地バンクを活用しつつ、古民家等の空き家の改修・DIY等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅等、多様な二地域居住・多地域居住を推進
- 中心市街地等において、地方創生やコンパクトシティ施策等と一体となって、除却と合わせた敷地整序や、ランドバンクを通じた空き家・空き地の一体的な活用・売却等による総合的な整備を推進
- 空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援

(成果指標)

- ・市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数  
9万物件（H27.5～R2.3）→20万物件（R3～12）

5

### ③ 「住宅ストック・産業」の視点

#### 目標8

##### 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

###### (1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成

(基本的な施策)

- 大工技能者等の担い手の確保・育成について、職業能力開発等とも連携して推進。地域材の利用や伝統的な建築技術の継承、和の住まいを推進
- 中期的に生産年齢人口が減少する中で、省力化施工、DX等を通じた生産性向上の推進
- CLT等の新たな部材を活用した工法等や中高層住宅等の新たな分野における木造技術の普及とこれらを担う設計者の育成等

###### (2) 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長

(基本的な施策)

- AIによる設計支援やロボットを活用した施工の省力化等、住宅の設計・施工等に係る生産性や安全性の向上に資する新技術開発の促進
- 住宅の維持管理において、センサーやドローン等を活用した住宅の遠隔化検査等の実施による生産性・安全性の向上
- 官民一体となって我が国の住生活産業が海外展開しやすい環境の整備

##### 大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進

###### 基本的な考え方

- 大都市圏については、依然として長時間通勤の解消、居住水準の向上、密集市街地の改善等の特有の課題が存在。

- このため、社会環境の変化等に伴う多様な世代のライフスタイルに応じた居住ニーズの変化、良質な住宅・宅地ストックの形成・流通・管理・更新を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅地の供給を図っていくことが必要。

- 具体的には、以下のとおり、多様な世代がライフスタイルに応じて安心して暮らすことができる、良質な住宅・宅地ストックを活かした良好な居住環境の形成に配慮しながら、地域の属性に応じた施策を推進。

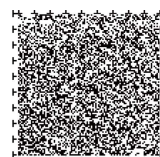
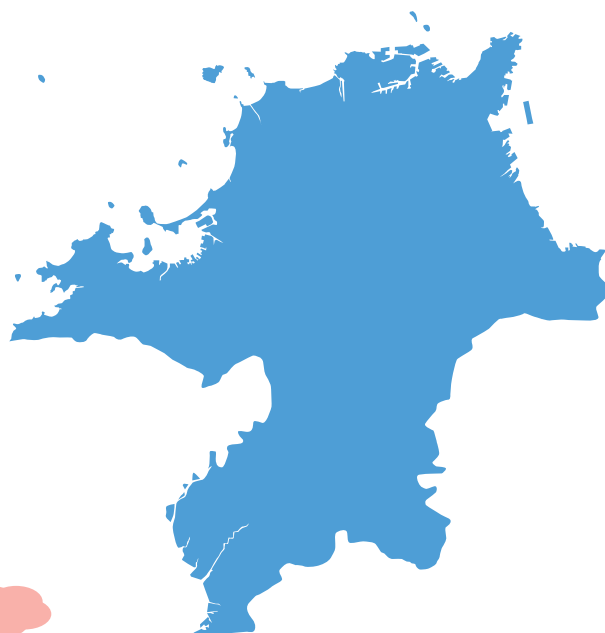
###### ・都心の地域その他既成市街地内

土地の有効・高度利用・適正な管理、災害新ステージや「新たな日常」への対応、既存の公共公益施設の有効活用、生産性向上にも資する職住近接の実現等の観点から、建替えやリフォーム等を推進するとともに、良質な住宅・宅地ストックの流通や空き家の有効利用を促進する。

###### ・郊外型の新市街地開発

既に着手している事業で、自然環境の保全に配慮され、将来にわたって地域の資産となる豊かな居住環境を備えた優良な市街地の形成が見込まれるものに厳に限定する。

6





## 1 計画の目的

県民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、新たな県計画を策定しました。

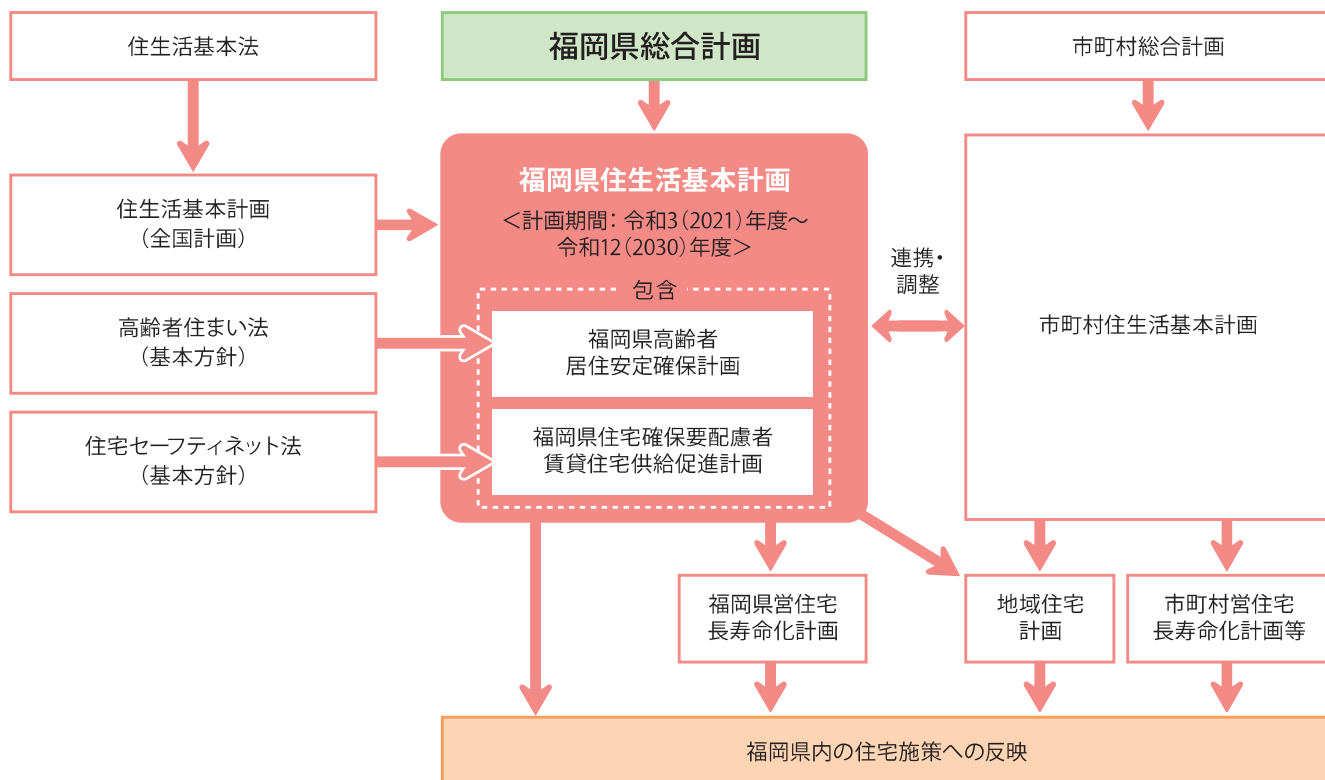
また、高齢者や住宅確保要配慮者の居住安定確保に向け、これまで県計画の下位計画として個別に策定していた「福岡県高齢者居住安定確保計画」及び「福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を包含し、総合的かつ一体的な計画としました。

## 2 計画の位置づけ

県計画は、住生活基本法第17条第1項に基づく都道府県計画であり、全国計画に即し、福岡県総合計画を上位計画として策定しています。

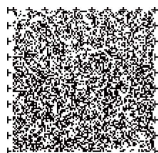
また、県内の市町村が地域の実情に応じた住宅政策を展開する際の指針となるものです。

なお、本計画における、高齢者の居住安定確保に関する部分は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)第4条に基づく「都道府県高齢者居住安定確保計画」に該当するものであり、住宅確保要配慮者の居住安定確保に関する部分は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「住宅セーフティネット法」という。)第5条に基づく「都道府県賃貸住宅供給促進計画」に該当するものです。



## 3 計画期間

本計画は、『令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間』を計画期間とします。



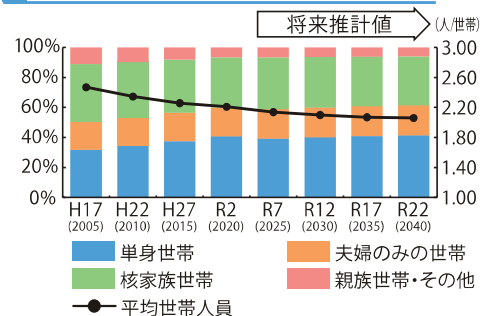


## 1 住まい・居住環境を取り巻く現状と課題

### (1) 社会状況の変化

- ①人口減少・世帯数減少社会の到来が目前
- ②少子・高齢社会の更なる進行
- ③単身世帯の増加に伴う世帯構成の変化
- ④増加する非正規雇用労働者、横ばいで推移する平均所得
- ⑤住宅確保要配慮者の属性や状況にあった住まいや居住支援の不足
- ⑥県民の安全・安心に対する意識の高まり
- ⑦住宅の省エネ化への機運の高まり
- ⑧「新しい生活様式」を契機とした新たな居住ニーズへの対応

世帯構成比の推移と将来推計[福岡県]

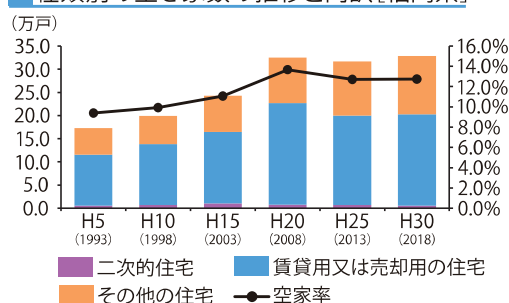


資料：令和2(2020)年まで国勢調査(総務省)、令和7(2025)年以降は日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成31(2019)年推計/国立社会保障・人口問題研究所)

### (2) 住まい・居住環境の状況

- ①世帯数を上回る住宅ストック
- ②増加を続ける活用されない空き家
- ③伸び悩む既存住宅市場及びリフォーム市場の更なる活性化
- ④老朽化が進むマンション増加への対応
- ⑤求められる安全で安心して暮らせる居住環境
- ⑥高齢者の住まいに対するニーズへの対応
- ⑦求められる住宅セーフティネットや居住支援の拡充

種類別の空き家数の推移と内訳[福岡県]



資料：平成5(1993)年は住宅統計調査、平成10(1998)年以降は住宅・土地統計調査(総務省)

## 2 目指すべき住生活のすがた



## 3 住宅政策において重視する視点

### 視点1 人と住まいの一生に寄り添う施策展開

県民がライフステージの各段階で必要とする支援を選択できる施策の展開、住まいのライフサイクルの変化にも対応できる切れ目のない施策の展開が重要です。

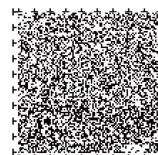
### 視点2 居住ニーズの多様性や地域特性への対応

ライフスタイルやライフステージ、居住地などで異なる居住ニーズに適切に対応した住まいを選択できる環境づくりを目指すとともに、住宅確保要配慮者の増加に対応できる公共と民間による重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図り、今後の社会経済情勢の変化に対応することが重要です。

### 視点3 幅広い主体・分野との連携

住宅分野だけでなく、福祉分野や地域振興分野をはじめ、住まいを取り巻くあらゆる関係者が連携して取り組むことが重要です。

多様な地域それぞれの特性や課題に応じた住まいづくりを進めるため、地域の住宅事情に精通した事業者や地域住民に身近な団体等の役割が重要です。



## 4 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本目標

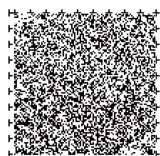
「共に支えあい 安心して暮らせる 魅力豊かな住生活」の実現に向け、重視する3つの視点を踏まえ、県民、民間事業者やNPO等の多様な主体や行政等が取り組む際の共通の目標として、4つの基本目標を定めます。

|                                                                                                                                           |                                                                                                                 |                                                                                                             |                                                                                                                 |                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <b>基本目標 1</b><br><b>多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実</b> |  <b>1</b> 貧困をなくそう             |  <b>3</b> すべての人に健康と福祉を   |  <b>11</b> 住み続けられるまちづくりを     |  <b>13</b> 気候変動に具体的な対策を   |
|  <b>基本目標 2</b><br><b>良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくり</b>       |  <b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに |  <b>11</b> 住み続けられるまちづくりを |  <b>12</b> つくる責任 つかう責任       |                                                                                                              |
|  <b>基本目標 3</b><br><b>地域での豊かな住生活を実感できる魅力的な居住環境づくり</b>     |  <b>11</b> 住み続けられるまちづくりを     |  <b>13</b> 気候変動に具体的な対策を  |  <b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう |                                                                                                              |
|  <b>基本目標 4</b><br><b>豊かな住生活を叶える住情報提供等の充実と住生活産業の活性化</b>  |  <b>4</b> 質の高い教育をみんなに        |  <b>8</b> 働きがいも経済成長も    |  <b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう   |  <b>11</b> 住み続けられるまちづくりを |

## 5 主な成果指標

目指すべき住生活のすがたの実現に向けた基本目標の主な事項について、その達成状況を定量的に測定できるよう成果指標を設定します。

| 項目                       |                            | 現状値                        | 目標値<br>[令和12(2030)年] |
|--------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 子育てしやすい住まいの確保            | ●子育て世帯の誘導居住面積水準達成率         | 39.2%<br>[平成30(2018)年]     | 50%                  |
| 高齢者の多様なニーズに対応した適切な住まいの確保 | ●高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合      | 3.95%<br>[令和2(2020)年]      | 4%                   |
| 脱炭素社会に資する住まいづくりの促進       | ●家庭(世帯当たり)におけるエネルギー消費量     | 26.9GJ/世帯<br>[平成30(2018)年] | 21.4GJ/世帯            |
| 空き家の管理・活用・除却の促進          | ●賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数       | 12.6万戸<br>[平成30(2018)年]    | 15万戸程度に抑える           |
| 魅力的な居住環境づくり              | ●福岡県住生活総合調査における居住環境に対する満足率 | 72.2%<br>[平成30(2018)年]     | 80%                  |
| 住生活に関する県民への情報提供          | ●「住まいの健康診断」応援宣言事業者数        | 828事業者<br>[令和元(2019)年]     | 1,200事業者             |





本章では、目指すべき住生活のすがたの実現に向けて、基本目標を計画的かつ着実に達成するために、基本目標ごとに政策目標を定め、具体的に取り組む施策を示します。

これらの施策を展開する上では都市計画や福祉分野などの各分野との連携を図りつつ、県民や市町村、民間事業者などの幅広い主体と協力して進めていきます。また、人と住まいのその時々ライフステージ・ライフサイクルに沿った必要な施策を実施し、県民に寄り添う住宅施策の展開を図っていきます。

## 施策展開の見取り図

視点③：幅広い主体・分野との連携

視点②：居住ニーズの多様性や地域特性への対応

視点①：人と住まいの一生に寄り添う施策展開

基本目標



多様な居住ニーズに応える  
環境づくりと  
住宅セーフティネットの充実

出生から子ども 成人期 高齢期以降

政策目標

子育てしやすい  
住まいの確保

政策目標

多様な居住ニーズに  
対応した住まいを  
選択できる環境整備

政策目標

高齢者の  
多様なニーズに  
対応した  
適切な  
住まいの確保

政策目標

住宅確保要配慮者が安心して暮らせる  
住まいの確保

基本目標



良質な住宅ストックを  
将来世代に継承できる  
環境づくり

建築

既存住宅  
(居住中/中古/空き家)

老朽

政策目標

脱炭素社会に資する  
住まいづくりの促進

政策目標

住宅ストックの  
適切な維持管理と  
質の向上の促進

政策目標

既存住宅の  
流通促進

政策目標

空き家の管理・  
活用・除却  
の促進

基本目標



地域での豊かな住生活を実感できる魅力的な居住環境づくり

政策目標

多様な世帯や  
世代が共に暮らせる  
地域コミュニティの  
活性化

政策目標

景観に配慮した  
地域の  
魅力あふれる  
まちづくり

政策目標

利便性の高い  
居住環境づくり

政策目標

安全・安心に  
暮らせる  
居住環境づくり

基本目標



豊かな住生活を叶える住情報提供等の充実と住生活産業の活性化

政策目標

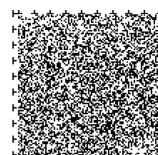
住生活に関する県民への  
情報提供や学ぶ機会の充実

政策目標

県民の住生活を  
豊かにする  
住宅関連事業者の育成

政策目標

地域における  
住生活産業の活性化



目指すべき  
住生活のすがた



共に支えあい  
安心して暮らせる  
魅力豊かな住生活

基本目標

政策目標



多様な居住ニーズに応える  
環境づくりと  
住宅セーフティネット  
の充実

(1)子育てしやすい住まいの確保

(2)多様な居住ニーズに対応した  
住まいを選択できる環境整備

(3)高齢者の多様なニーズに対応した  
適切な住まいの確保

福岡県高齢者居住安定確保計画

(4)住宅確保要配慮者が安心して  
暮らせる住まいの確保

福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画



良質な住宅ストックを  
将来世代に  
継承できる環境づくり

(1)脱炭素社会に資する住まいづくりの促進

(2)住宅ストックの適切な維持管理と  
質の向上の促進

(3)既存住宅の流通促進

(4)空き家の管理・活用・除却の促進



地域での豊かな住生活を  
実感できる  
魅力的な居住環境づくり

(1)多様な世帯や世代が共に暮らせる  
地域コミュニティの活性化

(2)景観に配慮した地域の魅力あふれるまちづくり

(3)利便性の高い居住環境づくり

(4)安全・安心に暮らせる居住環境づくり

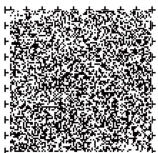


豊かな住生活を叶える  
住情報提供等の充実と  
住生活産業の活性化

(1)住生活に関する県民への  
情報提供や学ぶ機会の充実

(2)県民の住生活を豊かにする住宅関連事業者の育成

(3)地域における住生活産業の活性化



## 取り組む施策

①子育てしやすい住まいづくりの促進 ②公的賃貸住宅への入居支援

①移住・定住の促進 ②多様な住まい方の普及

①良質な高齢者向けの住まいの供給促進  
②高齢者向けの住まいに関する情報提供  
③高齢者の居住支援の推進と居宅生活を支える地域づくり

①住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給促進と適正管理  
②住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の確保と適正管理の促進  
③住まいと福祉が一体となって取り組む入居・居住支援の充実

①新築住宅の省エネルギー性能の向上 ③県産木材等を活用した木造住宅等の普及  
②既存住宅の省エネルギー性能の向上

①所有者等による計画的な維持管理の促進 ④バリアフリー化、居住ニーズの変化への対応など  
②マンション管理の適正化等の促進 既存住宅の性能向上の促進  
③計画的な耐震化の促進 ⑤既存住宅のリフォーム・リノベーションの促進

①民間事業者等と連携した既存住宅の流通促進 ③若い世代への資産の継承の促進  
②インスペクション(建物状況調査)の普及

①空き家の早期相続・適正管理・利活用の促進 ③不良な空き家の除却の促進  
②空き家情報の発信やマッチングの促進

①地域で共に支え合うコミュニティ活動の促進 ②コミュニティ活性化を促進する担い手の育成

①住民参加の美しいまちづくりの推進 ②ゆとりとうるおいのある良好な住宅地の形成の促進

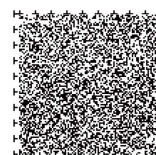
①持続可能な都市づくりに向けた施策との連携 ②住宅団地の居住機能向上の促進

①ハザードマップの情報提供と活用促進 ③防犯性に配慮した住まいの普及  
②安全・安心に住み続けられる市街地等の環境整備の推進

①住まいづくりや維持管理に関する幅広い住情報の提供 ③相談機能の充実  
②豊かな住生活を叶えるための正しい知識を学ぶ機会の提供

①豊かな住生活を支える住宅建設・改修の担い手の育成 ②関係業法に基づく住宅関連事業者への指導

①住生活サービスに関する情報提供 ②住生活産業の連携の促進



## 公営住宅の供給計画

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ●公営住宅の供給の目標量                         | 52,000 戸 |
| ●新規入居可能戸数(空き家募集等により新たな世帯が入居できる戸数)    | 45,000 戸 |
| ●建替え改善戸数(建替え事業により居住環境を改善する従前居住者用の戸数) | 7,000 戸  |

※公営住宅:県営住宅と市町村営住宅

住生活基本法第17条第2項第5号の規定に基づく公営住宅の供給の目標量は52,000戸とします。なお、公営住宅の供給は、今後の経済財政状況、各事業の進捗状況等を勘案しつつ行います。

### 第4章

## 重点推進プログラム



#### 重点推進プログラム



### 住宅確保要配慮者の居住支援体制の充実

- ①居住支援法人による支援の充実とセーフティネット住宅の確保
- ②市町村による居住支援体制構築の支援
- ③住宅に困窮する若年単身世帯の住宅確保支援の拡充

#### 重点推進プログラム



### 空き家の発生予防・適正管理・活用・処分の総合的な取組の推進

- ①活用されない空き家の発生予防や除却の支援
- ②既存住宅や空き家・空き地活用への支援

#### 重点推進プログラム



### 住宅・住宅地の災害時の安全性向上

- ①既存住宅の耐震化対策の強化
- ②災害時の生活継続機能の確保
- ③災害のおそれのある区域に立地する公営住宅の安全の確保

#### 重点推進プログラム



### 多世代居住による地域コミュニティ維持の促進

- ①空き家等を活用したシェアハウスなどの普及
- ②大学等と連携した公的賃貸住宅団地のコミュニティ活性化
- ③県営住宅団地を活用した外国人留学生の受け入れ

#### 重点推進プログラム



### 県民や事業者の主体的な取組につなげる情報提供

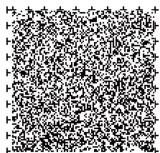
- ①住まいを取り巻く環境の変化を見据えた情報発信
- ②県民への住教育等の強化

#### 重点推進プログラム



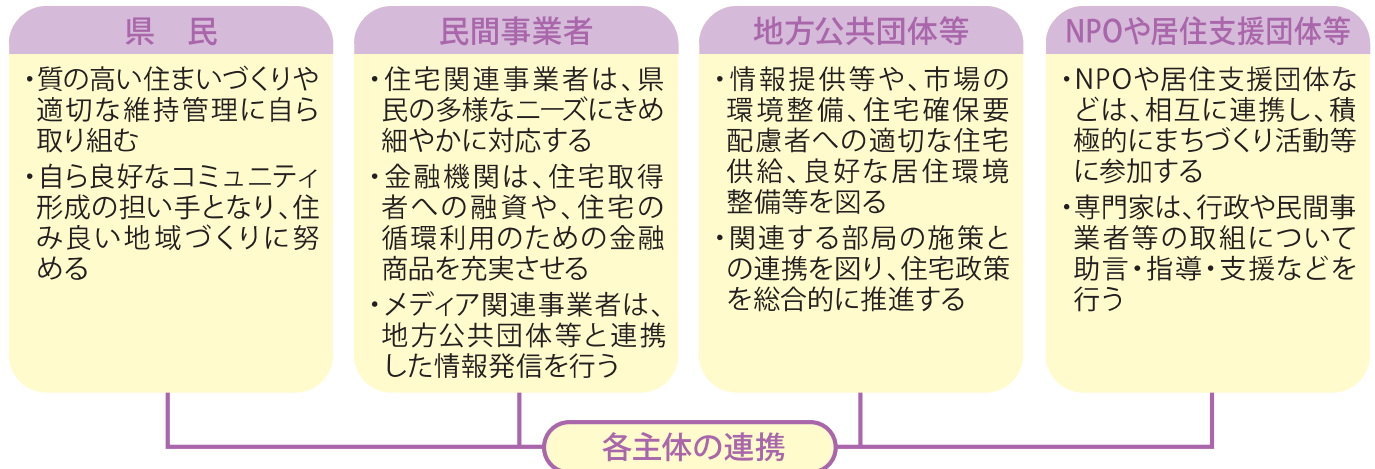
### 脱炭素社会の実現に向けた住まい・居住環境づくりに資する支援の充実

- ①住まいづくりの担い手である地域工務店等の育成
- ②既存住宅の省エネルギー性能の向上





## 1 目指すべき住生活のすがたの実現に向けた役割分担



## 2 地域類型別の施策展開

県民、住宅関連事業者や行政は、世帯数の動向や住宅事情について正しく認識するとともに、世帯数が減少する社会における今後の住宅施策の方向性を共有していくことが必要です。

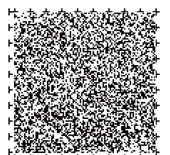
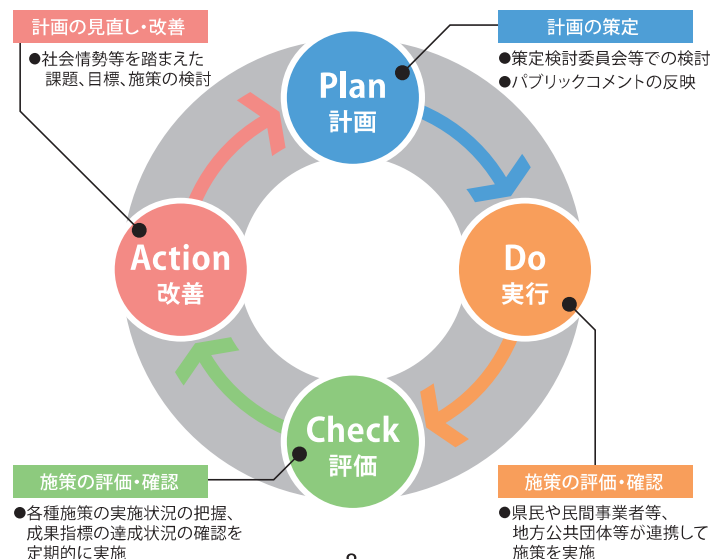
人口や世帯に関する動態の状況、住宅の所有関係や建て方の状況、生活利便施設の集積状況、自然環境の状況など、住まいを取り巻く状況は地域によって様々であることから、代表的な地域別の特徴を整理し、それを踏まえた地域の課題と対応する住宅施策の方向性を示します。

### 地域類型別の住宅施策の方向性

|                                                                                                                         |                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>● 中心市街地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション管理の適正化等の促進</li> <li>・良質な高齢者向けの住まいの供給促進</li> </ul> 等         | <b>● 一般市街地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション管理の適正化等の促進</li> <li>・既存住宅のリフォーム・リノベーションの促進</li> </ul> 等 |
| <b>● 郊外住宅地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の早期相続・適正管理・利活用の促進</li> <li>・地域で共に支え合うコミュニティ活動の促進</li> </ul> 等 | <b>● 中山間地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加の美しいまちづくりの推進</li> <li>・移住・定住の促進</li> </ul> 等              |

## 3 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、定期的に各施策の進捗状況を把握し、施策の効果について成果指標などをもとに評価を行い、社会情勢等の変化を踏まえた施策の改善を図る、PDCAサイクルによる進捗管理に努めます。



# 福岡県高齢者居住安定確保計画

本計画は、高齢者の福祉・介護施策のマスタープランである「福岡県高齢者保健福祉計画」に基づく各種関連施策との整合を図り、高齢者の住宅等の施策に関して、福祉・介護施策と連携した施策を展開するための計画です。

平成28(2016)年8月の高齢者住まい法の改正において、市町村でも高齢者居住安定確保計画を定め、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化又は緩和、立地誘導など、市町村による主体的な高齢者にやさしいまちづくりが行えるようになりました。

本計画は、高齢者向け住宅の供給状況等について地域別に分析し、特徴や課題を示しており、今後、市町村が計画を策定する際の指針となるよう策定しています。

## 高齢者向けの住まいの整備目標

| 高齢者向けの住まいの名称    | 現況整備数<br>(令和2(2020)年度末時点) | 目標整備数<br>(各年) |
|-----------------|---------------------------|---------------|
| 有料老人ホーム         | 37,748人                   | 約450戸／年       |
| 軽費老人ホーム         | 5,665人                    |               |
| シルバーハウジング       | 258戸                      |               |
| 地域優良賃貸住宅(高齢者型)等 | 3,043戸                    |               |
| サービス付き高齢者向け住宅   | 9,265戸                    |               |

※有料老人ホーム、軽費老人ホームは1人を1戸と換算

## 取り組む施策

### ①良質な高齢者向けの住まいの供給促進

- 1) 良質な公的賃貸住宅の供給促進
- 2) 老人ホーム等の供給促進
- 3) 既存住宅のバリアフリー化・温熱環境改善の促進
- 4) 既存ストック等を活用した高齢者の多様な住まい等の確保

良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給促進、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、既存住宅のバリアフリー化・温熱環境改善の促進、空き家等を活用した民間賃貸住宅の確保など

### ②高齢者向けの住まいに関する情報提供

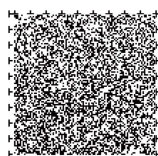
- 1) 高齢者の住まい・住み替えに関する情報提供
- 2) 高齢者の住まい・住み替えに関する相談体制の充実

住まいや介護サービス等に関する情報提供の充実、地域包括支援センター等による相談体制の充実、住宅資産の活用や住み替え等の相談体制の充実

### ③高齢者の居住支援の推進と居宅生活を支える地域づくり

- 1) 高齢者の居住支援の推進
- 2) 地域で支え合う体制づくりの促進
- 3) 在宅生活を支える医療・介護サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等の見守り活動の推進、生活支援サービスの充実、在宅医療等の推進、在宅生活を支える介護サービスの充実など



# 福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

本計画は、高齢者の居住の安定確保を目的とする「福岡県高齢者居住安定確保計画」、「福岡県地域福祉支援計画」や「福岡県高齢者保健福祉計画」などのその他関連計画とも整合を図り、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向けた施策を展開するための計画です。

本計画は、福岡県の地域特性、住宅確保要配慮者を取り巻く状況などから、住宅確保要配慮者の住まいに関する課題を明らかにしており、それぞれの市町村において地域の実情に応じた住宅セーフティネット施策の推進に活用できるよう策定しています。

## 住宅確保要配慮者の範囲

- ・住宅セーフティネット法及び同法施行規則に定められる者
- ・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者 ・児童養護施設等退所者
- ・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー） ・UIJターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

## 供給目標（公営住宅の供給目標は、住生活基本計画の公営住宅の供給計画に準じます）

|                        | 目標<br>(令和12(2030)年度までの累計登録数) |
|------------------------|------------------------------|
| セーフティネット住宅<br>(民間賃貸住宅) | 37,800戸                      |

※戸建て住宅は1棟を1戸、共同居住型は1部屋を1戸と換算

## 取り組む施策

### ①住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給促進と適正管理

- 1) 公営住宅の適切な供給と適正管理
- 2) 地域優良賃貸住宅の適切な管理
- 3) 住宅供給公社や都市再生機構等の賃貸住宅との連携
- 4) 大規模災害後の被災者住宅確保の支援

### ②住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の確保と適正管理の促進

- 1) セーフティネット住宅の普及に向けた取組の推進
- 2) セーフティネット住宅の登録基準の強化・緩和
- 3) 登録事業者に対する指導監督
- 4) 賃貸住宅の適正管理の促進

### ③住まいと福祉が一体となって取り組む入居・居住支援の充実

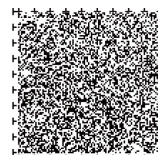
- 1) 県居住支援協議会の取組の推進
- 2) 居住支援サービスの充実
- 3) 住宅扶助費の代理納付の促進
- 4) 賃貸人への啓発、情報提供

#### セーフティネット住宅の規模の基準

| タイプ                            | 国の登録基準                                    | 【県の緩和部分】<br>平成17(2005)年度以前に着工した物件  |
|--------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|
| 一般住宅                           | 25㎡以上                                     | 18㎡以上                              |
| 台所、収納設備及び浴室(又はシャワー室)が共用である一般住宅 | 18㎡以上                                     | 13㎡以上                              |
| 共同居住型賃貸住宅※(シェアハウス)             | 専用居住面積:9㎡以上<br>住宅全体の面積:15㎡×A+10㎡以上        | 専用居住面積:7㎡以上<br>住宅全体の面積:13㎡×A+10㎡以上 |
| ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅              | 専用居住面積:12㎡以上<br>住宅全体の面積:15㎡×B+22㎡×C+10㎡以上 |                                    |

※共同居住型賃貸住宅・居間、食堂、台所、浴室(又はシャワー室)、洗面設備、便所、洗濯場、玄関等が共同利用の住宅

※Aは、共同居住型賃貸住宅の入居可能者数、Bはひとり親世帯を除く入居可能者数、Cはひとり親世帯の入居可能世帯数であり、B及びCの合計を2以上とする。





## 福岡県住生活基本計画 概要版

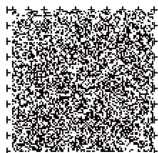
発行日／令和4年3月  
編集／福岡県建築都市部住宅計画課

### 福岡県建築都市部住宅計画課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3732

令和4年3月発行  
福岡県建築都市部住宅計画課

| 福岡県行政資料    |                  |
|------------|------------------|
| 分類番号<br>RB | 所属コード<br>1501413 |
| 登録年度<br>3  | 登録番号<br>6        |



# 第10次福岡市基本計画

## 原案

## 第1章 総論

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 .....                | 1 |
| 2 計画の位置付けと計画期間 .....           | 2 |
| (1) 計画の位置付け                    |   |
| (2) 計画の目標年次                    |   |
| 3 都市経営の基本戦略 .....              | 2 |
| (1) 生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を創り出す |   |
| (2) 多様な人材が育ち、集い、チャレンジできる環境をつくる |   |
| (3) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う    |   |
| 4 計画の目標 .....                  | 6 |
| (1) 分野別目標                      |   |
| (2) 空間構成目標                     |   |
| (3) 区のまちづくりの目標                 |   |
| 5 計画推進にあたっての基本的な考え方 .....      | 8 |
| (1) 行政運営の基本的な方針                |   |
| (2) 計画の着実な推進                   |   |

## 第2章 計画各論

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 分野別目標 .....      | 11 |
| 2 空間構成目標 .....     | 28 |
| 3 区のまちづくりの目標 ..... | 36 |

### 1 計画策定の趣旨

- 福岡市は、大陸に近いという地の利に恵まれ、金印や鴻臚館に象徴されるように、二千年を超えるアジアとの交流の中で、多様な人材や、豊かな自然と充実した都市機能がコンパクトに整った都市空間など、様々な財産を築き上げてきました。

1889年に市制が施行された当時の人口規模は、九州では鹿児島市、長崎市に次ぐ3番目の都市でしたが、その後、国の出先機関や企業の支店、大学などの集積が進むとともに、陸・海・空の広域交通の拠点機能を高め、九州の中核を担うようになっていきました。

- こうした先人たちの長年にわたる尽力によって築かれた、「人」と「環境」という大きな強みを礎として、子育てしやすい環境づくりや教育環境の充実、安全・安心なまちづくりなどに力を入れつつ、観光・MICEの振興や都心部の機能強化、スタートアップ都市づくりなど、「都市活力」を向上させるための施策に積極的に取り組み、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指して、まちづくりを進めてきました。

この間、人口は増え続け、企業の立地や創業が進み、市税収入は高い水準で推移するなど、福岡市は、元気なまち、住みやすいまちとして評価されています。

- 一方で、世界に目を向けると、地球規模での気候変動の深刻化が人々の生活環境に大きな影響を及ぼし、脱炭素の機運が高まるとともに、Well-being<sup>※1</sup>やダイバーシティ&インクルージョン<sup>※2</sup>などの新たな価値観が重視され、テクノロジーが飛躍的に進歩するなど、社会経済情勢は大きく変化しています。

また、日本国内では、少子高齢化の進展による労働人口の減少、不安定な海外情勢等による原油価格や物価の高騰などが大きな課題となっています。

- 福岡市においても、将来的な人口減少や単独世帯の増加等を見据え、地域コミュニティの活性化や福祉の充実、高付加価値で国際競争力が高いビジネス環境の創出など、あらゆる分野において、持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

- こうした中、福岡市は、これらの課題に的確に対応しながら、社会の変化と多様な価値観をしなやかに取り入れ、九州、日本全体を牽引する役割を担うとともに、世界と繋がり、アジアの中で存在感のある都市を目指して、挑戦し続けることが求められています。

このような認識のもとで、今後の都市経営の方向を明らかにし、新たな時代にふさわしい基本計画を策定するものです。

※1 Well-being：充実や幸福感に近い概念で、身体的、精神的、社会的に良い状態であること。

※2 ダイバーシティ&インクルージョン：多様性を認め合い、誰もが自分らしくいられること。

## 2 計画の位置付けと計画期間

### (1) 計画の位置付け

「第10次福岡市基本計画」は、「福岡市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した長期計画です。

### (2) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、2034年度（令和16年度）とします。

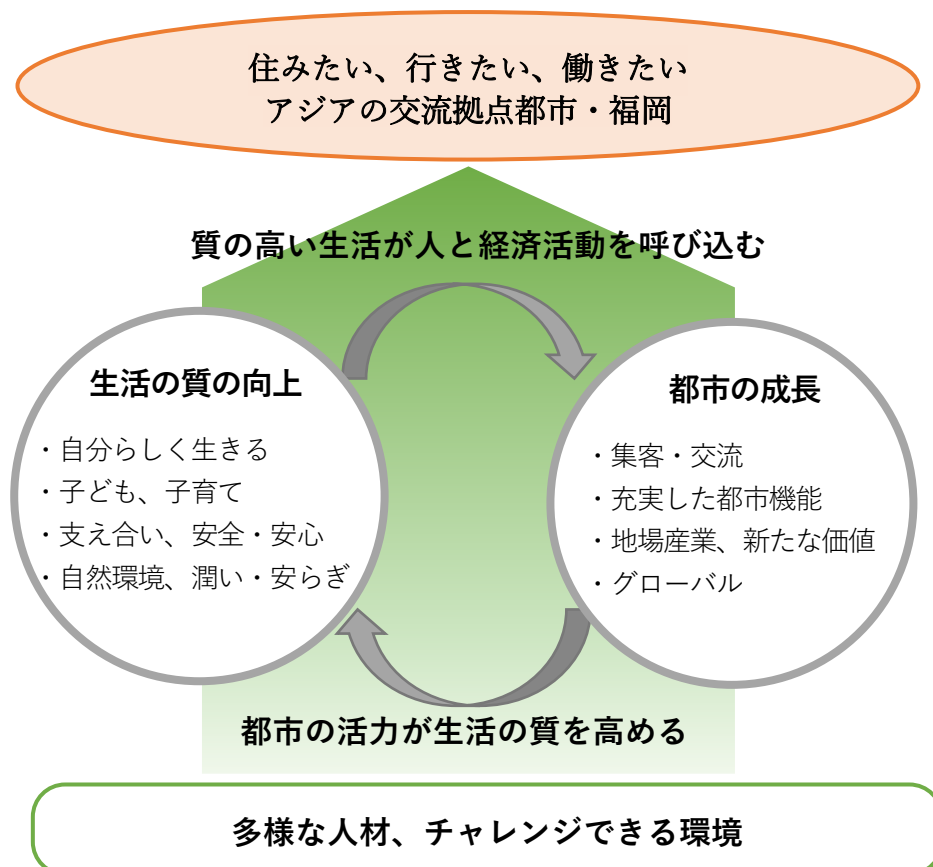
また、計画の期間は2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間とします。

## 3 都市経営の基本戦略

福岡市は、都市と自然が調和したコンパクトで住みやすい都市という魅力を生かし、国内外から多様な人材が集い、チャレンジする環境を整えることで、生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を実現し、福岡都市圏全体の発展、さらには九州、日本全体を牽引していくとともに、「人と環境と都市活力が高い次元で調和したアジアのリーダー都市」を目指して、時代の先頭に立って挑戦していきます。

### (1) 生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を創り出す

福岡市の「住みやすさ」に磨きをかけて市民生活の質を高め、質の高い生活が人と経済活動と呼び込むことで都市が成長し、その成長の果実によりさらに生活の質を高めていくという好循環を持続可能なものとしていきます。



## ①生活の質の向上

- ・少子高齢化が進展し、人生100年時代が到来する中、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自分らしく生きることができる、多様性と包摂性のあるまちづくりを進めます。
- ・子どもを望む人が安心して出産・子育てをすることができ、子どもや若者が将来に夢を描きながら、次代を担う人材として健やかに成長できるまちづくりを進めます。
- ・市民が住み慣れた地域において、地域の人々がつながり、支え合うとともに、必要な生活基盤や行政サービス、市民の生命や財産を脅かす災害、犯罪、感染症への備えが確保され、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ・豊かな自然環境や景観を保全・創造し、コンパクトで暮らしやすい都市を維持するとともに、身近に潤いと安らぎが感じられるまちづくりを進めます。

## ②都市の成長

- ・自然や歴史、文化、食など、地域の特性や魅力ある資源をさらに生かし、福岡市をはじめ、福岡都市圏、さらには九州全体に活力を生み出す観光・MICEを振興します。
- ・都市活力を牽引する都心部を中心に、都市機能の充実や、水辺や緑、文化芸術、歴史などにより彩りと潤い、賑わいを創出することで、福岡市の魅力に磨きをかけ、多くの人や企業から選ばれるまちづくりを進めます。
- ・中小企業や農林水産業など地場産業の振興、スタートアップの支援や脱炭素化の推進などにより、地域経済に新たな価値を創造します。
- ・世界と双方向につながり、グローバルな人材や企業が活躍する都市づくりを進めるとともに、アジアとの近接性を生かし、国際社会における存在感に満ちた都市づくりを進めます。

## (2) 多様な人材が育ち、集い、チャレンジできる環境をつくる

福岡市は、古来、国内外から多くの人々が訪れ、様々な人達が出会い、交流する都市として発展を遂げてきました。多様な人材を礎に、魅力あるまちと風土や風情、気質が形成され、福岡市の財産として脈々と受け継がれてきました。

人口減少社会を迎えた日本において、福岡市は、現在でも人口が増え続け、若者が多く、大学などの高度な教育・研究機能の集積、さらには企業の立地や創業が進んだことで、国内外からチャレンジ精神のある多様な人材が集まって来ています。

また、基礎自治体としての「現場」と都道府県に近い「権限」を持つ政令指定都市の強みや、国の規制緩和を活用し、先進的なテクノロジーの社会実装にも取り組んできました。

生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を推進するため、こうした福岡市の個性や強みを生かして、多様な人材が育ち、国内外から集い、互いに交流しながら、誰もが様々な分野で将来に向かってチャレンジできる環境をつくります。

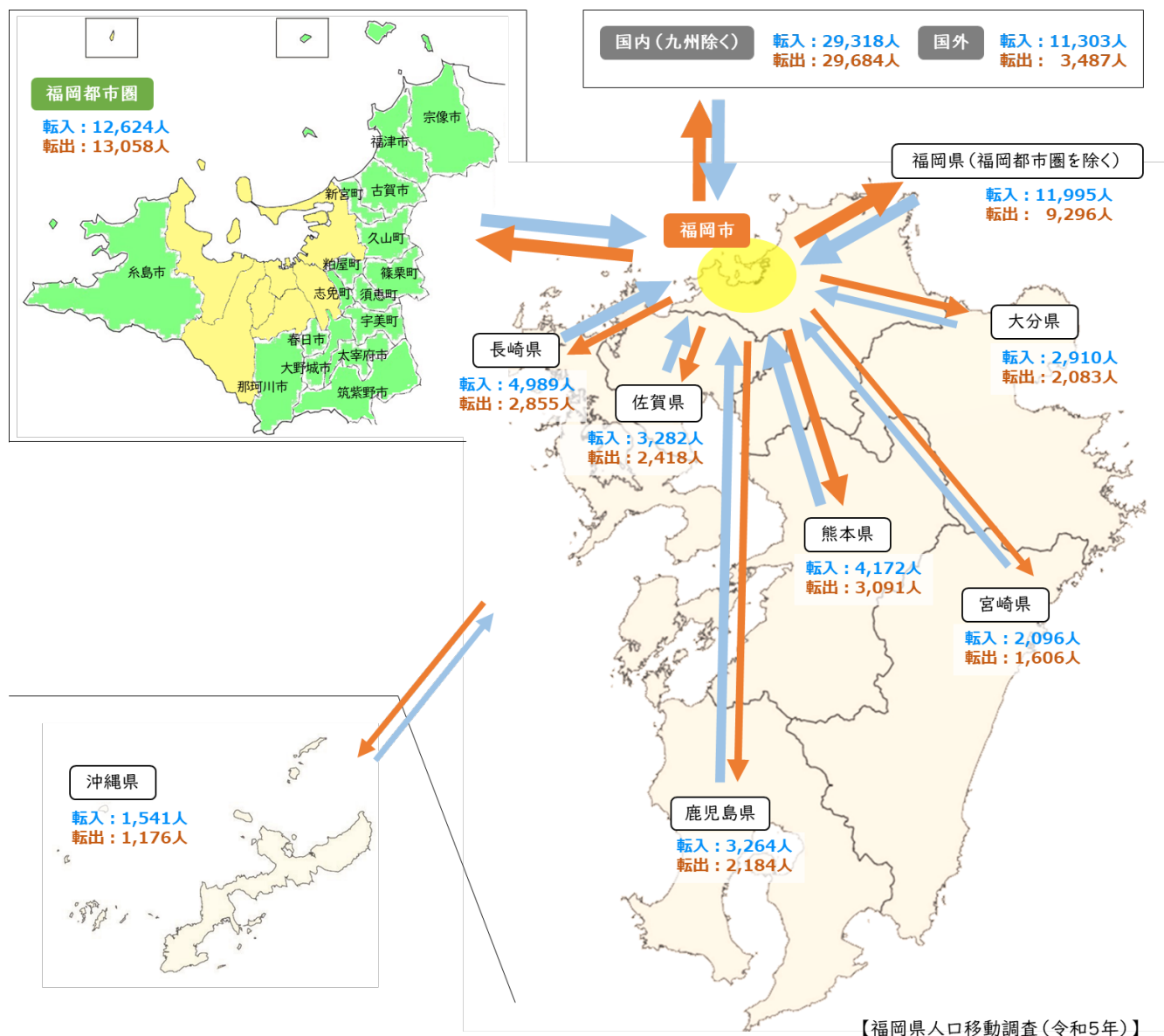
### (3) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

生活圏・経済圏が一体化した福岡都市圏では、これまで交通、水、医療・福祉、環境、消防などの都市圏に共通する課題と一緒に取り組んできました。

全国的に人口減少が進む中で、福岡都市圏では人口が増え続け、活力ある地域として評価されています。今後もこの活力を保ち、少子高齢化の進展や、人口減少社会の到来に対応していくためには、福岡都市圏の各市町が連携を一層深め、安全で安心して生活でき、文化や仕事が充実し、成熟した社会にふさわしい市民生活の場を提供するとともに、九州、日本全体の発展を牽引する、国際競争力をもった都市圏を実現していくことがより重要となります。

福岡市は、このような考えのもと、都市圏の各市町との連携を基盤にして、九州・日本・アジアとの関係においても、次のような広域的な役割を担っていきます。

#### ■地域別社会移動の状況



### ①九州における役割

- ・福岡市は、九州のゲートウェイとして、文化、教育、経済、情報など様々な高次機能を備え、国内外から人と企業を呼び込み、九州全体の成長を促進するとともに、災害時における市域を越えた支援など、九州全体の安全・安心に貢献する役割を担っていきます。
- ・福岡市が都市活力を高め、多様な人材が自己実現できる環境をつくることにより、九州から東京圏などへの人口流出の抑制に一定の役割を果たすとともに、福岡市に集った人材を通して、九州全体の活力維持に繋げていきます。

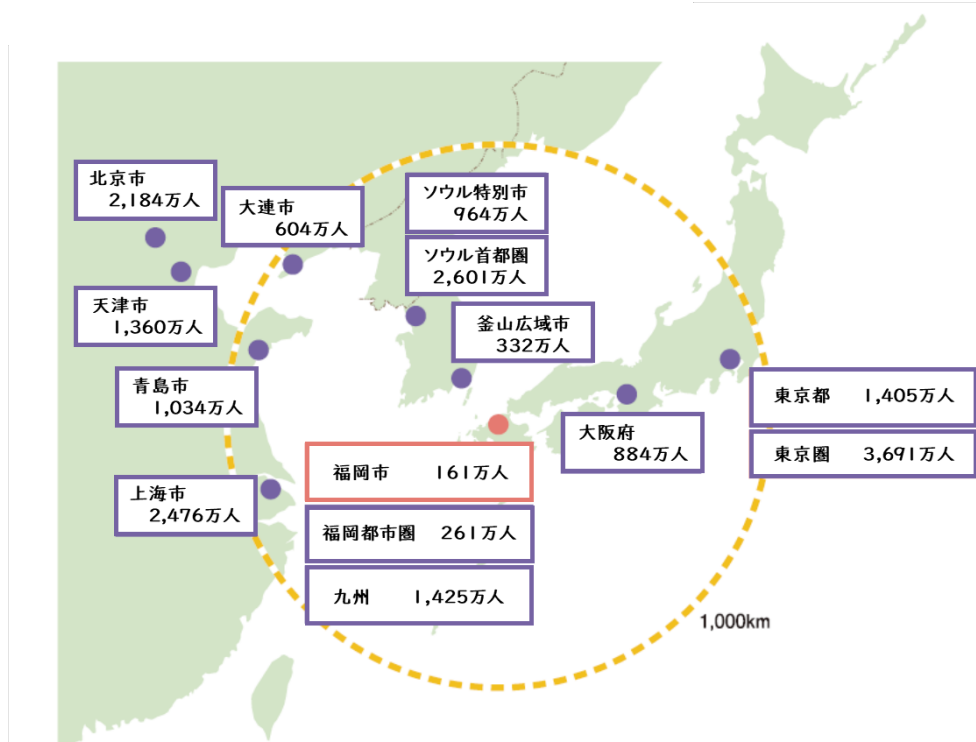
### ②日本における役割

- ・福岡市は、日本海側最大の都市であり、アジアに近い位置にあることから、学術、文化、経済など様々な面で日本とアジアをつなぐ役割を担っていきます。
- ・東京圏との同時被災リスクが低い地理的特性を生かし、国の規制緩和制度も活用しながら、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点形成を図り、日本経済を牽引していく役割を担うとともに、豊かな自然と、充実した都市機能がコンパクトに整った、東京とは異なる独自の魅力のある都市として、活力ある地域づくりの先導的な役割を担っていきます。

### ③アジアにおける役割

- ・福岡市は、経済的な成長と心豊かな暮らしのバランスがとれた持続可能な都市として、都市デザイン、環境、上下水道、交通、福祉、文化などの分野において、アジア諸都市のモデルになるとともに、人材や交流の蓄積を生かし、アジアと共に、文化的にも経済的にも継続的に発展する拠点としての役割を担っていきます。

### ■福岡市を中心とした 1,000km 圏内とその周辺にある都市



## 4 計画の目標

10年後の2034年度（令和16年度）の都市の望ましい姿を、まちづくりの目標として掲げます。まちづくりの目標は、「分野別目標」、「空間構成目標」、「区のまちづくりの目標」で構成します。

### （1）分野別目標

「分野別目標」は、基本構想に掲げる都市像の実現に向けて、人やまちをどのような状態とするかを目標として示したものです。

「分野別目標」ごとに「めざす姿」と「市民意識」、「現状と課題」を記載し、分野別目標の達成に向けた取組みとなる「施策」を示します。

#### ■基本構想の都市像と基本計画の分野別目標

| 基本構想<br>都 市 像                                                                                              | 基本計画<br>分 野 別 目 標 |                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市</li> <li>● 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市</li> </ul>  | 目標1               | 一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている         |
|                                                                                                            | 目標2               | すべての子ども・若者が夢を描きながら健やかに成長している     |
|                                                                                                            | 目標3               | 地域の人々がつながり、支え合い、安全・安心に暮らしている     |
|                                                                                                            | 目標4               | 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市</li> <li>● 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市</li> </ul> | 目標5               | 磨かれた魅力に人々が集い、活力に満ちている            |
|                                                                                                            | 目標6               | 都市機能が充実し、多くの人や企業から選ばれている         |
|                                                                                                            | 目標7               | チャレンジ精神と新たな価値の創造により、地域経済が活性化している |
|                                                                                                            | 目標8               | アジアのモデル都市として世界とつながり、国際的な存在感がある   |

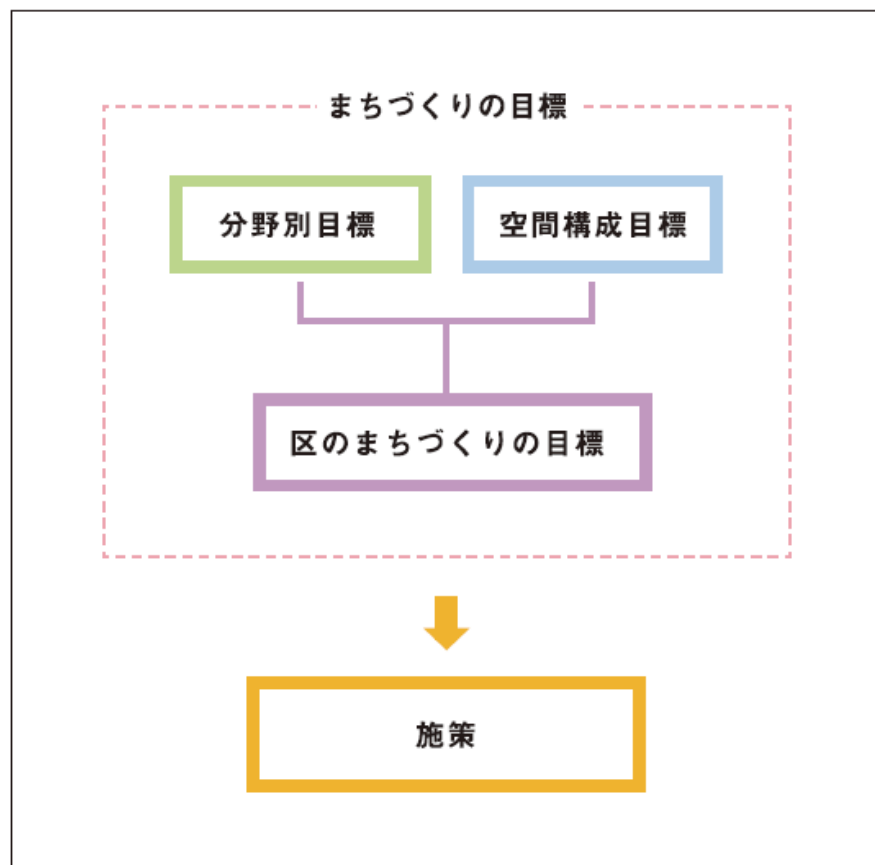
## (2) 空間構成目標

「空間構成目標」は、市民生活や都市活動の場となる都市空間を、どのように形成し、どのように利用するかを目標として示したもので、「現状と課題」、「めざす姿」、「取組みの方向性」を示します。

## (3) 区のまちづくりの目標

「区のまちづくりの目標」は、「分野別目標」や「空間構成目標」を踏まえ、市民及び様々な主体が、地域のまちづくりに取り組むために共有する目標として、行政区ごとにまちづくりの目標を示したものです。行政区ごとに、「区の特徴と課題」、「まちづくりの目標と取組みの方向性」を示します。

### 基本計画体系イメージ



### (1) 行政運営の基本的な方針

#### ①多様な主体との共創・共働

- ・まちづくりの主役は市民であり、行政運営は市民との共創・共働が基本です。
- ・そのため、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などを問わず、多様な市民に思いやりのある配慮を行うというユニバーサルデザインの理念に基づき、積極的に情報を発信し、市民との情報共有を図るとともに、市民の声を真摯に受け止め、対話を重ねることにより、市民の納得、共感を得ながら、市民に分かりやすく、透明性の高い行政運営を推進します。
- ・また、誰もが住みやすいまちであり続けるためには、様々な課題解決に向けて、市政の主役である市民と企業、行政などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしていくことが不可欠です。こうした取組みには、福岡市を愛し、地域を育てる、情熱と地道な活動が必須であり、市民、地域、NPO、企業、大学など多様な主体とつながり支え合い、最適な役割分担のもとで、共創・共働を進めます。

#### ②持続可能な行財政運営

- ・福岡市では、これまで第9次基本計画に基づき、財政の健全性を保ちながら、「生活の質の向上」と「都市の成長」に資する施策・事業を積極的に推進してきた結果、市債残高を着実に減少させつつ、市税収入は過去最高を更新しています。
- ・このように、市税収入が伸びている一方で、今後は、社会保障関係費や公共施設の建替え・改修経費に加え、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などによる行財政需要の大幅な増加が見込まれています。
- ・そのため、市税収入の確保や市有財産の有効活用などによる歳入の積極的な確保、施策・事業の徹底した選択と集中による重点化、既存事業の組替え、施設の長寿命化などアセットマネジメントの推進、民間活力や最先端技術の活用による行政運営の効率化などの取組みにより、引き続き、持続可能な行財政運営に努めていきます。

#### ③時代に合った柔軟で果敢にチャレンジする組織づくり

##### ア 柔軟な組織運営と区役所の役割

市長・副市長のトップマネジメントのもと、市政全般の運営方針や経営理念を共有した上で局長や区長がリーダーシップを発揮し、社会経済情勢や市民ニーズの変化にスピード感をもった的確に対応できる組織運営体制の構築を図ります。

市民に身近な区役所については、市民生活に密着したぬくもりのあるサービスの拠点、地域の個性を生かしたまちづくりの拠点、住民ニーズの施策への反映拠点、そして情報の受発信の拠点と位置づけ、市民サービスの向上や地域コミュニティ支援機能の強化、区の体制強化などを進めます。また、窓口サービスなどの市民生活に密着したサービスについては、現在の7区において、公平性の確保に努めます。

##### イ 組織力のさらなる向上

様々な変化に対応できるよう、常に時代の変化への感度が高く、新しいことに果敢に挑戦する組織をつくります。

また、職員一人ひとりのエンゲージメント(貢献意欲)を向上させ、職員の力を高め、引き出すとともに、局や区を越えた職員間のコミュニケーションを活発にし、職員の力を組織の力として最大限発揮する組織づくりを進めます。

#### ④最先端技術の活用の推進

- ・誰もがデジタルなど最先端技術の恩恵を実感できるよう、十分なセキュリティの確保のもと、技術の積極的な活用や、データに基づいた政策立案等により、市民の利便性の向上や業務の効率化を推進します。

#### ⑤広域的な連携の推進

- ・広域的な観点から圏域に共通する課題に対応し、効率的で質の高い行政サービスの提供や圏域の一体的な発展を目指して、福岡都市圏や九州の各都市との連携・協力を推進します。
- ・また、基礎自治体優先の原則のもと、市民がより良い行政サービスを受けられるよう、権限・税財源の移譲や、国と地方の役割分担を含めた大都市制度のあり方などについて、関係自治体と連携・協力をして取り組みます。

### (2) 計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、4年間の実施計画である「政策推進プラン」で具体的な事業を示すとともに、毎年度の予算編成において、その必要性や緊急性を検討しながら実施事業の予算化を行うことで、社会経済情勢の変化や不測の事態にも的確に対応していきます。

また、計画の進行管理として、基本計画の分野別目標ごとに市民意識の推移を把握し、公表するとともに、政策推進プランの中で各事業の進捗状況を定性的、定量的に評価し、目標の実現に向け、PDCA サイクルを回していきます。



### 1 分野別目標

基本構想に掲げる都市像の実現に向けて、人やまちをどのような状態としていくのかを8つの分野別目標として示します。

各目標は相互に密接不可分な関係にあり、それぞれを独立したものとして捉えるのではなく、関連する目標との間で相乗効果が生まれることを目指して取組みを進めます。

#### ■各目標の構成

|          |                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------|
| (1)めざす姿  | 目標年次である2034年度(令和16年度)に実現していることを目指す「都市の状態」を表すものです。     |
| (2)市民意識  | (1)のめざす姿を市民にわかりやすい言葉で表し、まちづくりが進んでいると思う市民の割合を把握するものです。 |
| (3)現状と課題 | 社会経済情勢や市民意識などを踏まえ、現状と課題を示すものです。                       |
| (4)施策    | (3)の現状と課題を踏まえ、(1)のめざす姿を実現するための取組みの方向性を表すものです。         |

## 目標 1 一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている

### (1) めざす姿

- 年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが互いに多様性を認め合うことで、誰もが自分らしく輝いています。
- 市民一人ひとりが、それぞれの知識や経験を生かし、社会の担い手、支え手として意欲的に社会参加するとともに、文化芸術やスポーツ、自然などを身近に感じ、気軽に楽しみながら、健やかで心豊かに充実した生活を送っています。
- 支援を必要とする市民が適切な福祉・介護等のサービスを受け、誰もが安心して、快適に暮らしています。

### (2) 市民意識

|                                   | そう思う<br>(「どちらかと言えば<br>そう思う」を含む) | そう思わない<br>(「どちらかと言えば<br>そう思わない」を含む) | わからない |
|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが尊重される | %                               | %                                   | %     |
| 仕事、文化芸術、スポーツなどを楽しみ、心豊かに暮らせる       | %                               | %                                   | %     |
| 高齢者や障がい者が、福祉や介護などを受け、安心して暮らせる     | %                               | %                                   | %     |

### (3) 現状と課題

- ① 福岡市には、国内外から多様な人々が集まり、ともに生活しています。年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが自由に快適に生活できるよう、互いに思いやりをもち、ハード・ソフトの両面からすべての人にやさしいまちを実現する必要があります。
- ② 少子高齢化が進展し、社会の担い手、支え手が不足する一方、健康で社会参加に意欲的な高齢者は増えています。健康寿命の延伸に加え、誰もが文化芸術やスポーツなどを楽しみ、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう社会づくりが求められています。
- ③ 単身高齢者や要介護認定者、障がいのある方など、支援を必要とする市民が増加していく中で、本人やケアする人の多様なニーズに応じた福祉・介護等のサービスの充実が求められています。

## (4) 施策

### 1-1 多様な市民が輝くユニバーサル都市・福岡の推進

誰もが思いやりをもち、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人にやさしいまちの実現を目指し、インクルーシブなまちづくり、人権教育・啓発、女性の活躍や多文化共生の推進などに取り組みます。

### 1-2 一人ひとりが健やかで心豊かに暮らせる社会づくり

市民一人ひとりが、本人の意思や個性に応じて、仕事や文化芸術、スポーツなど、様々な分野で生きがいを持ち、健やかで心豊かに暮らすことができる環境づくりを進めます。

### 1-3 すべての人が安心して暮らせる福祉の充実

年齢や障がいの有無などに関わらず、住み慣れた家庭や地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、福祉・介護等のサービスを継続的に提供できる体制の構築を進めます。

## 目標 2 すべての子ども・若者が夢を描きながら健やかに成長している

### (1) めざす姿

- 子どもと子育て家庭が社会全体で見守られ、子どもを望む人が安心して出産、子育てをしています。
- 生まれ育った環境に左右されず、すべての子どもや若者が権利の主体として尊重され、夢や希望を持ち、心身ともに健やかに育っています。
- 子どもや若者が、自ら学び、人や社会とつながりながら、様々な体験を通じ、生き抜く力を得るとともに、将来を切り拓くことができる、次代を担う人材として成長しています。

### (2) 市民意識

|                                   | そう思う<br>(「どちらかと言えば<br>そう思う」を含む) | そう思わない<br>(「どちらかと言えば<br>そう思わない」を含む) | わからない |
|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 子どもと子育て家庭が社会に見守られ、安心して出産・子育てできる   | %                               | %                                   | %     |
| 生まれ育った環境に関わらず、子どもや若者が健やかに育つ       | %                               | %                                   | %     |
| 子どもや若者が様々な体験をしながら、次代を担う人材として成長できる | %                               | %                                   | %     |

### (3) 現状と課題

- ①価値観の多様化や子育てに対する不安感など、様々な要因により、全国的に少子化が進展する中で、安心して出産や子育てができる環境が一層求められています。
- ②地域や世代間の繋がり希薄化や、SNSの普及をはじめとする情報ツールの多様化など、社会環境が変化する中で、児童虐待や貧困、不登校やいじめなど、子どもたちが抱える困難は、多様化・複雑化しています。
- ③テクノロジーの進歩やグローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、子どもや若者が様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

## (4) 施策

### 2-1 社会全体で子どもを見守り、子どもを望む人が安心して生み育てられる環境づくり

家庭、学校、地域、企業などと連携し、社会全体で子どもと子育て家庭を見守るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実や仕事と子育ての両立支援など、子どもを望む人が安心して出産、子育てできる環境づくりを進めます。

### 2-2 困難を抱える子どもや若者を支え、誰もが健やかに成長できる社会づくり

様々な困難を抱える子どもや若者への相談体制や支援を充実し、多様な主体と連携しながら、児童虐待や貧困、いじめ、不登校、ひきこもりなどへの適切な対応、未然防止に取り組み、すべての子どもや若者が安心して暮らし、健やかに成長できる社会づくりを進めます。

### 2-3 自ら学び続け、他者を尊重し、協働できる子どもの育成

変化を前向きに受け止め、自ら学び続け、他者を尊重し、協働できる子どもの育成に取り組むとともに、教員が子どもと向き合う環境づくりを進めるなど、子どもの学びを支える教育環境の充実に取り組みます。

### 2-4 将来に夢や希望を抱き、意欲と志を持ってチャレンジする人材の育成

一人ひとりが将来に夢や希望を抱き、自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、遊びや学びの場、様々な体験機会等の充実を図ります。

また、大学や専門学校などの高等教育機関と連携し、子どもや若者が、自己実現に向けてチャレンジできる環境づくりを進めるとともに、まちづくりへの積極的な参画を促すなど、様々な分野で活躍できる人材の育成に取り組みます。



## 目標 3 地域の人々がつながり、支え合い、安全・安心に暮らしている

### (1) めざす姿

- 市民が身近な地域の課題やまちづくりに主体的に関わり、地域コミュニティ活動の場となる公共施設をはじめ生活環境が整うことで、人と人がつながり、支え合いながら、元気に安心して暮らしています。
- 道路、上下水道、河川、公園などの身近な生活基盤が良好に整備されるとともに、地域における自主防災組織などを中心とした共助の仕組みがつくられ、災害への備えが確保されています。
- 地域の防犯体制や、消防・救急医療体制、感染症への危機管理体制が整うとともに、モラルやマナーが大切にされることで、市民が安全で安心して暮らしています。

### (2) 市民意識

|                                      | そう思う<br>(「どちらかと言えば<br>そう思う」を含む) | そう思わない<br>(「どちらかと言えば<br>そう思わない」を含む) | わからない |
|--------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 住んでいる地域で、人と人のつながりや支え合いがある            | %                               | %                                   | %     |
| 道路や河川などの整備、地域のつながりなどにより、災害への備えができている | %                               | %                                   | %     |
| 防犯、消防、医療などが整い、安全で安心して暮らせる            | %                               | %                                   | %     |

### (3) 現状と課題

- ① 少子高齢化の進展や地域における孤独・孤立化、災害の激甚化・頻発化などにより、様々な分野で「共助」の重要性が高まる一方で、支え合いの基盤となる地域コミュニティへの関心が低下し、自治協議会や自治会・町内会では、担い手不足や参加者の減少などが大きな課題となっています。
- ② 区役所や市民センターなど、市民に身近な公共施設の老朽化や、市民ニーズの多様化に対応するため、公共施設の計画的な改修や更新、サービスの拡充や施設機能の充実が必要となっています。また、生活の利便性に様々な課題を抱える地域もあり、官民の適切な役割分担により、行政サービスのみならず、生活交通の確保や買い物支援など、高齢化社会に対応した地域のまちづくりを進めていく必要があります。
- ③ 道路、上下水道、河川、公園などの身近な生活基盤を安定的に維持していくとともに、近年、激甚化・頻発化している自然災害への対策を強化する必要があります。また、住宅については、老朽化等の状況に応じた適切な管理・更新を図ることが必要です。
- ④ 刑法犯認知件数や交通事故発生件数は減少傾向にありますが、犯罪や事故の撲滅に向けてさらなる対策が求められており、また、アジアのゲートウェイ都市である福岡市の特性を踏まえ、新興感染症等への備えも重要です。

## (4) 施策

### 3-1 つながりと支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化

持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、自治協議会や自治会・町内会の基盤強化、住民の自治意識の醸成などを図るとともに、地域活動を担う新たな人材の発掘や、市民、NPO、企業、大学など多様な主体が地域全体で支え合う関係を築くための支援を行います。

### 3-2 生活の利便性が確保された地域のまちづくり

区役所や、地域コミュニティ活動の場として活用されている公民館、市民センター、地域交流センターなど、公共施設の充実・機能強化や多様な施設間の連携を図るとともに、持続可能な生活交通の確保や買い物支援に取り組むなど、それぞれが住み慣れた地域における生活の利便性向上に取り組みます。

### 3-3 安全で快適な生活基盤の整備と災害に強いまちづくり

身近な道路、下水道、河川、公園などの維持・更新、安全で良質な水道水の安定供給、様々な社会課題や多様なニーズに対応した良質な住宅の確保など、安全で快適な生活基盤の整備に取り組むとともに、防災・危機管理体制や地域防災力の強化、避難環境の充実、他都市や関係機関との連携など、平時からハード・ソフトの両面で、被害を最小限に抑える災害に強いまちづくりを進めます。

### 3-4 日常生活における安全・安心の確保と地域福祉の推進

多様な主体が連携し、地域における包括的な支援体制の構築や防犯力の強化を図るとともに、自転車や喫煙などのモラル・マナーの向上、消防・救急体制や医療環境の充実、感染症対策の推進、情報リテラシーの向上による消費者被害等の未然防止、食品の安全性確保など、日常生活における安全・安心が確保されたまちづくりを進めます。



## 目標 4 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

### (1) めざす姿

- 博多湾や脊振山をはじめとした豊かな自然の恵みを享受し、都市と自然が調和したコンパクトで暮らしやすい都市環境が国内外から高く評価されています。
- 美しい街並みや地域の特性を生かした魅力的な景観が形成されるとともに、街中には心地良い花や緑が溢れ、市民が身近に潤いと安らぎを感じています。
- 市民や企業の環境意識が高く、脱炭素社会の実現、循環経済の確立、生物多様性の保全・回復・創出に一体的に取り組む持続可能な社会づくりが進んでいます。

### (2) 市民意識

|                                     | そう思う<br>(「どちらかと言えば<br>そう思う」を含む) | そう思わない<br>(「どちらかと言えば<br>そう思わない」を含む) | わからない |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 海や山などの豊かな自然と都市的な魅力のバランスがとれていて暮らしやすい | %                               | %                                   | %     |
| 身近に花や緑があり、潤いと安らぎを感じられる              | %                               | %                                   | %     |
| 市民や企業、行政が、脱炭素やリサイクルなどに取り組んでいる       | %                               | %                                   | %     |

### (3) 現状と課題

- ①福岡市は、海や山に囲まれた地理的条件を生かし、コンパクトな都市づくりを進めてきましたが、豊かな自然や食を支える市街化調整区域や離島では、人口減少や少子高齢化が進み、農林水産業の担い手不足や地域コミュニティの維持などの課題を抱えています。
- ②都市機能が充実する一方で、人々の価値観は、量から質へと変化し、心の豊かさが重視される中、各地域の特性を生かした福岡らしい質の高い都市景観づくりや、公園・街路樹・花壇など、身近な自然への市民ニーズが高まっています。
- ③地球規模での気候変動による影響が深刻化し、世界中で環境保全、温室効果ガス排出削減への意識が高まる中、福岡市においても、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けた取組みをより一層加速させる必要があります。

## (4) 施策

### 4-1 都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり

豊かな自然環境から受ける恩恵を将来にわたって享受するため、農林水産業が有する自然環境の保全や景観形成などの多面的機能を活用するとともに、行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保に取り組みます。

また、市街化調整区域における農山漁村地域の魅力を生かしたまちづくりや離島振興に取り組み、都市と自然が調和したコンパクトな都市を維持していきます。

### 4-2 花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり

公園や道路などの公共空間や公開空地などの民有地において、市民や企業との連携、共働を進めるとともに、立地の特性に応じた公園等の整備や魅力向上を図るなど、市民が花や緑などの身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進めます。

### 4-3 持続可能で未来につながる脱炭素社会の実現

2040年度「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向けて、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、イノベーションの早期社会実装などを市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進します。

### 4-4 循環経済の確立に向けた資源循環等の推進

市民、事業者とともに、発生抑制・再使用に重点を置いた3R(リデュース、リユース、リサイクル)+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)をはじめとする資源循環の取組みを推進し、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を図ります。

## 目標 5 磨かれた魅力に人々が集い、活力に満ちている

### (1) めざす姿

- 自然や歴史、文化芸術、食などの多彩な資源が磨きあげられるとともに、福岡都市圏や九州各都市などと連携し、魅力向上に向けた取組みが行われ、一体的な集客力が高まっています。
- 都心に近い舞鶴公園・大濠公園一帯が、市民の憩いの場となるとともに、歴史や文化を生かした観光交流の拠点として機能し、都市の顔として、さらなる魅力の向上に重要な役割を果たしています。
- 国内有数の MICE 都市として、様々な国際会議が開催されるとともに、スポーツや音楽のイベントなどが盛んに開催されるエンターテインメント都市として、広く認知されています。

### (2) 市民意識

|                                 | そう思う<br>(「どちらかと言えば<br>そう思う」を含む) | そう思わない<br>(「どちらかと言えば<br>そう思わない」を含む) | わからない |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 自然、歴史、文化芸術、食などの魅力的な観光資源がある      | %                               | %                                   | %     |
| 舞鶴公園や大濠公園が、市民の憩いの場や観光スポットになっている | %                               | %                                   | %     |
| スポーツ観戦や音楽イベントなどのエンターテインメントを楽しめる | %                               | %                                   | %     |

### (3) 現状と課題

- ① 福岡市は、第3次産業が約9割を占める産業構造であり、交流人口の増加が地域経済の活性化につながる特性があります。陸・海・空のゲートウェイとしての機能や受入環境の充実、九州の自治体等と連携したプロモーションの実施などにより集客力は向上していますが、地域経済のさらなる活性化に向け、多様な国・地域から、付加価値の高い観光誘客が必要となっています。
- ② マリンメッセ福岡B館の開館によって開催可能となった大型展示会など、新たな MICE の増加が見られていますが、国際的な都市間競争は激しさを増しており、国際会議の開催件数や外国人参加者数の増を図るとともに、MICE 誘致を促進する拠点の形成を進めていく必要があります。
- ③ ゲームや音楽などの多様なクリエイティブ関連産業が集積するとともに、野球、サッカー、バスケットボールなどのプロスポーツチームが本拠地を置くなど、魅力的なエンターテインメントの資源が豊富にある福岡市の強みを生かし、市民や来訪者など、多くの人々を魅了するまちづくりを進め、認知度向上を図る必要があります。

## (4) 施策

### 5-1 観光資源の磨き上げと戦略的なプロモーションの推進

自然環境や歴史資源を生かした都市景観、美術館や博物館などの文化芸術、食、祭りなどの福岡市固有の魅力を観光資源として磨き上げ、広域的な連携も図りながら戦略的なプロモーションに取り組むことで付加価値の高い観光誘客を推進するとともに、市民生活の向上を図る持続可能な観光振興に取り組めます。

### 5-2 博多・福岡の歴史・文化を生かした観光振興

商人の街「博多」と城下町「福岡」の歴史や文化を生かし、「博多」においては、神社仏閣等を生かした歴史的な街並みの形成に加え、趣のある道づくりや新たな観光拠点づくりなどに取り組むとともに、「福岡」において、都心に近い貴重な緑地空間である舞鶴公園・大濠公園の一体的な活用を進め、福岡城や鴻臚館のさらなる整備・活用により、市民の憩いと集客交流の拠点づくりに取り組めます。

### 5-3 交流がビジネスを生む MICE の受入環境の形成

都市のプレゼンス向上につながる国際会議やビジネス機会の創出につながる展示会など質の高い MICE のさらなる誘致強化を図るとともに、ウォーターフロント地区において、MICE 施設とホテル・利便施設が機能的・一体的に配置される MICE 拠点の形成を進めます。

### 5-4 人々を魅了するエンターテインメント都市づくり

ゲームや音楽、映像、アートなどのクリエイティブ関連産業と連携し、市民や来訪者が楽しむことのできる体験型イベントを開催するとともに、国際スポーツ大会等の誘致や、地元プロスポーツの振興などを図ることで、人々を惹きつけるエンターテインメント都市づくりを進めます。

## 目標 6 都市機能が充実し、多くの人や企業から選ばれている

### (1) めざす姿

- 都心部において、先進的なオフィス、商業施設などの高度な都市機能が充実するとともに、水辺や緑、文化芸術、歴史などによって彩りや潤い、賑わいが溢れる魅力的な都市空間が形成されています。
- 都市活力や市民生活の核となる市内の各拠点の特性に応じた都市機能が充実し、さらに各拠点が公共交通ネットワークによって繋がることで、多くの人や企業から選ばれるまちになっています。
- 都市の成長を牽引する高付加価値なビジネスの集積などにより、国内外の人材にとって、仕事の選択肢が充実し、「夢が叶うまち」「自己実現できるまち」となっています。

### (2) 市民意識

|                              | そう思う<br>(「どちらかと言えば<br>そう思う」を含む) | そう思わない<br>(「どちらかと言えば<br>そう思わない」を含む) | わからない |
|------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 都心部にオフィス、商業施設、緑などが充実し、賑わいがある | %                               | %                                   | %     |
| 市内の各拠点が充実し、公共交通でつながっている      | %                               | %                                   | %     |
| 様々な企業が集まり、仕事の選択肢が充実している      | %                               | %                                   | %     |

### (3) 現状と課題

- ① 国全体で経済成長が停滞する中で、福岡市のみならず福岡都市圏及び九州全体が活力を維持し、成長を遂げていくためには、都心部の機能強化が重要であり、耐震性が高い先進的なビルへの建替えなど、国際競争力が高いビジネス環境を創出するとともに、多彩な魅力がある高質な都市空間を形成していく必要があります。
- ② シーサイドももちやアイランドシティ、九州大学伊都キャンパス及びその周辺、九州大学箱崎キャンパス跡地などの拠点において、高度な都市機能を集積するとともに、それぞれの地域の個性や強みを生かし、福岡市の成長を支えるまちづくりを進める必要があります。
- ③ 交通インフラは、市民生活と都市の成長を支える重要な基盤であり、地下鉄七隈線の延伸や都心循環 BRT の導入、幹線道路の整備などを着実に進めてきましたが、都心部などで生じている交通渋滞への対応、各拠点等における交通便利性の向上など、引き続き様々な課題に対応していく必要があります。
- ④ 次代を担う若者が東京圏などへ流出している現状があることから、活躍できる場の創出が必要であり、本社機能や成長分野の企業、グローバル企業の立地を促進し、高付加価値なビジネスの集積につなげ、雇用を創出する必要があります。

## (4) 施策

### 6-1 都市活力を牽引する都心部の機能強化と魅力向上

都心部及び、その核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントの3地区において、建築物や道路、公園などの整備や更新期を捉えながら、エリアマネジメント団体をはじめ、企業、行政など多様な主体が連携して、都市機能と回遊性の向上を図り、快適で高質なビジネス環境を創出するとともに、陸・海・空の広域交通拠点との近接性を生かしながら、3地区の地区間相互の連携を高め、都心部の国際競争力を高めます。

また、博多湾や那珂川などの水辺や通り、広場などのオープンスペースを活用し、花や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある魅力的なまちづくりを進めます。

### 6-2 様々な都市機能が集積した魅力・活力創造拠点づくり

九州大学箱崎キャンパス跡地において、多様な都市機能やゆとりある空間、先端技術の導入などにより、快適で質の高いライフスタイルを創出するとともに、アイランドシティや九州大学伊都キャンパス及びその周辺、シーサイドももちにおいて、物流や研究開発、情報関連産業、観光・MICE など、地域特性に応じた高度な都市機能の集積を図り、都市全体に活力を生み出す拠点づくりを進めます。

### 6-3 公共交通を主軸とした持続可能な総合交通体系の構築

鉄道や幹線道路など、市民や来訪者の円滑な移動を支える交通ネットワークの充実・強化を図るとともに、公共交通や自転車の利用を促進するなど、市民・民間事業者・行政が連携し、分かりやすく使いやすい公共交通を主軸として、多様な交通手段が相互に連携した持続可能な総合交通体系を構築します。

### 6-4 成長分野の企業や本社機能の立地の促進

都心部における高質なビジネス環境の創出を契機として、国際金融機能をはじめ高付加価値なビジネスの集積を図るため、立地交付金や地方拠点強化税制なども活用し、知識創造型産業や環境・エネルギー、医療・福祉など、成長性のある分野の企業誘致を進めます。

## 目標 7 チャレンジ精神と新たな価値の創造により、地域経済が活性化している

### (1) めざす姿

- 地場中小企業において、多様な人々がいきいきと働き、特徴ある製品やサービスが生み出されるとともに、農水産物の消費拡大やブランド化が進むなど、様々な産業で競争力が高まり、地域経済が活性化しています。
- スタートアップが互いに交流するとともに、地場中小企業や学生など多様な主体と連携しながら成長し、新たな価値を生み出すなど、チャレンジする人材が活躍しやすいまちになっています。
- チャレンジ精神のある多様な人材や企業が国内外から集積するとともに、産学官民の連携が進み、様々な社会課題を解決する先進都市になっています。

### (2) 市民意識

|                              | そう思う<br>(「どちらかと言えば<br>そう思う」を含む) | そう思わない<br>(「どちらかと言えば<br>そう思わない」を含む) | わからない |
|------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 野菜や魚など、新鮮でおいしい農水産物を食べることができる | %                               | %                                   | %     |
| スタートアップなど、新しいことにチャレンジしやすい    | %                               | %                                   | %     |
| 市内の企業や大学などが連携し、先端技術の活用が進んでいる | %                               | %                                   | %     |

### (3) 現状と課題

- ① 地域経済の活性化のためには、市内事業所の9割以上を占める地場中小企業の振興が不可欠ですが、原油・原材料価格の高騰などの社会経済情勢の変化や、慢性的な人手不足、事業の後継者不足など、中小企業は様々な経営課題を抱えています。また、福岡市固有の歴史や文化を継承してきた伝統産業においては、担い手の減少・高齢化が深刻化しています。
- ② 農林水産業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農地が減少し、荒廃森林が増加するとともに、不安定な海外情勢の影響などを受け、生産資材、燃油価格が高騰するなど、農林水産業の経営は厳しい状況にあります。
- ③ 2012年(平成24年)に「スタートアップ都市ふくおか」を宣言して以来、創業の裾野が着実に広がっている中で、福岡発スタートアップのさらなる成長や様々な社会課題の解決に向けた取組みへの環境づくりが求められています。
- ④ 大学などの高度な教育・研究機能が集積し、理系人材をはじめ、多様な人材が育つ福岡市の強みを生かし、新たな製品やサービスを創出するため、産学官民の連携や、知識創造型産業のさらなる集積を促進していく必要があります。

## (4) 施策

### 7-1 地場中小企業の競争力強化などによる地域経済の活性化

地場中小企業に対し、融資や販路開拓、人材確保、生産性向上、事業承継などの支援を行い、競争力・経営基盤の強化を促進します。

また、賑わいと魅力のある商店街づくりや、福岡市の歴史・文化を継承する伝統産業の振興などに取り組み、地域経済の活性化を図ります。

### 7-2 農林水産業とその関連ビジネスの振興

新鮮で安全な農水産物を市民に安定供給するため、農林水産業の担い手づくりやスマート化などにより経営の安定化を図るとともに、農地、漁場などの生産基盤の保全・強化、中央卸売市場の活性化などに取り組みます。

また、民間活力を生かした新たな魅力の創出や食のブランド化を推進し、食品の製造や流通などの関連産業の振興を図ります。

### 7-3 新たな価値の創造とスタートアップ都市づくり

様々な分野でチャレンジする人材や企業が国内外から集まり、交流するスタートアップ都市づくりを進め、創業の裾野を広げるとともに、成長を支援します。

また、官民が連携し、AIやIoT等の先端技術を活用しながら新たな価値を創造するなど、多様な手法による社会課題の解決に取り組みます。

### 7-4 産学官民が連携した知識創造型産業などの振興

産学官民の連携を推進し、大学や研究機関の集積による豊富な人材と技術シーズを生かした研究開発拠点の形成を推進するとともに、ITやナノテクノロジー等の先端技術を活用した産業の振興や、エンジニアの集積・交流などに取り組みます。

また、水素の社会実装をはじめとする脱炭素関連産業や、福岡市の魅力となるクリエイティブ関連産業の振興に取り組みます。

## 目標 8 アジアのモデル都市として世界とつながり、国際的な存在感がある

### (1) めざす姿

- 港湾、空港機能が充実し、福岡都市圏、さらには九州全体の国際交流のゲートウェイとして機能しています。
- 多くの地場企業が積極的に海外展開するとともに、グローバル人材やその家族にも住みやすいまちづくりが進むことで、海外の企業が数多く立地し、様々なビジネス交流を通して、地域の経済が活性化しています。
- 少子高齢化や環境問題に先進的に取り組んできた知識と経験を生かし、世界中で深刻化する社会課題の解決に貢献するとともに、様々な国際会議の開催都市として、国際社会において存在感を発揮しています。

### (2) 市民意識

|                                 | そう思う<br>(「どちらかと言えば<br>そう思う」を含む) | そう思わない<br>(「どちらかと言えば<br>そう思わない」を含む) | わからない |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 博多港や福岡空港の利便性が高い                 | %                               | %                                   | %     |
| 海外とのビジネスが盛んで、世界各国の人にも働きやすく住みやすい | %                               | %                                   | %     |
| 国際的なイベントを開催するなど、国際社会で存在感がある     | %                               | %                                   | %     |

### (3) 現状と課題

- ① 博多港では、アイランドシティにおけるコンテナターミナルの整備や、中央ふ頭におけるクルーズ船の受入れ環境整備などを進めるとともに、福岡空港では滑走路増設を推進するなど、物流・人流の機能強化は着実に進んでいますが、アジア諸都市との近接性や充実したネットワークを生かし、国際競争力を高めるため、港湾空港機能のさらなる充実・強化を図っていく必要があります。
- ② 人口減少社会を迎え、国内市場の拡大が見込みにくい中で、将来にわたり地域経済を活性化していくためには、地場企業や福岡発スタートアップの海外展開や外国企業の立地などを促進するとともに、医療や教育をはじめ、グローバル人材にも住みやすい環境づくりを行う必要があります。
- ③ 日本が世界で最初に直面している超高齢社会や、世界共通の課題である環境問題など、様々な都市問題や社会課題について、福岡市の知識と経験を生かし、国際社会に貢献していく必要があります。

#### (4) 施策

##### 8-1 成長を牽引する物流・人流のゲートウェイづくり

博多港と福岡空港について、機能の充実・強化や利便性の向上、国内外の多様な航路の維持・拡大、都心部や背後圏との連携強化などを推進し、九州と世界をつなぐ物流・人流のゲートウェイづくりに取り組みます。

##### 8-2 国際的なビジネス交流の促進とグローバル人材にも住みやすいまちづくり

アジアとの近接性を生かしながら、国際的なビジネス交流を促進するため、地場企業やスタートアップの海外展開や外国企業とのビジネス連携などを支援するとともに、外国企業の誘致と世界で活躍するグローバル人材やその家族にも住みやすいまちづくりを一体的に推進します。

##### 8-3 国際貢献・国際協力の推進と国際会議の誘致

様々な都市問題や社会課題の解決をテーマに開催される国際会議への参加や会議の誘致などを通じて、福岡市の持続可能なまちづくりを世界に広め、福祉や環境、上下水道分野などにおいて、国際貢献・国際協力を推進し、アジアをはじめ国際社会におけるプレゼンスの向上を図ります。

## 2 空間構成目標

市民生活や都市活動の場となる都市空間を、どのように形成し、どのように利用するかを空間構成目標として示します。

### (1) 現状と課題

- 都心部を中心にY字型に伸びる広域的な都市軸に沿って都市機能が集積し、都市高速道路や外環状道路などの幹線道路網、地下鉄などの鉄道網が整備され、放射環状型の都市軸により、都市の骨格が形成されています。
- 陸海空の広域交通ネットワークの充実や、ビジネス、観光などの交流の活発化により、九州、日本はもとより、アジア、世界に向けた国際交流軸が形成されつつあります。
- 博多湾や脊振山系などの豊かな自然環境を生かし、市街化調整区域を維持しながら都市の膨張を抑制してきた結果、高度な都市機能と豊かな自然が調和したコンパクトで住みやすい都市として評価を得ており、この都市空間を維持しつつ、自然環境との共生や公共交通ネットワークのさらなる充実に取り組んでいく必要があります。
- 福岡市の魅力である豊かな自然環境を今後も維持していくためには、既に人口減少や少子高齢化が進む市街化調整区域において、農地や林地などの保全に取り組むとともに、美しい自然景観を活かしながら、既存集落の活性化を図っていく必要があります。
- 少子高齢化の進展、価値観や市民ニーズの多様化、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化などに対応していく必要があります。

### (2) めざす姿

- 海や山に囲まれた地形的な特徴を生かし、都心部を中心にコンパクトな市街地が形成され、都市的魅力と豊かな自然環境が調和し、安全・安心な暮らしのもと、市民が日常的にそれを享受しています。
- 福岡市の都市活力を牽引する「都心部」、都市の成長を推進する「魅力・活力創造拠点」、界限性のある街空間の中で市民生活が営まれる「広域拠点」「地域拠点」「日常生活圏」、豊かな自然環境を継承する「農山漁村地域」など、それぞれのエリアの個性や強みが生かされ、交通ネットワークにより移動の円滑性が確保された「コンパクトでコントラストのある都市」が実現しています。

#### <都心部>

都市活力の中心及び国際交流のゲートウェイとして、国際競争力を備えた商業・業務、観光・MICE、文化、港湾など高度な都市機能、広域交通機能が集積しています。

また、水辺や通り、広場などのオープンスペースは、花や緑、文化芸術などにより、彩りと潤いがあり、多様な人と企業が集積・交流しています。

## <地域の拠点>

市民生活の核となる拠点には、まちの歴史や生活圏域、交通結節機能など、拠点の特性に応じて、市民生活に必要な都市機能が適正に集約されています。

東部・南部・西部の「広域拠点」は、交通結節機能の高さを生かし、都市活力を担いつつ、行政区や市域を越えた広範な生活圏域の中心として、商業・業務機能や市民サービス機能など諸機能が集積しています。

「地域拠点」は、区やそれに準ずる生活圏域の中心として、日常生活に必要な商業機能や市民サービス機能など諸機能が集積しています。

## <日常生活圏>

公民館を拠点として、自治協議会を中心に地域コミュニティが形成される日常生活圏では、市民の良好な居住環境と日常生活に必要な基本的な生活利便性が確保されています。

## <魅力・活力創造拠点>

拠点の特性に応じて、物流、情報、研究開発など、福岡市の成長を推進する多彩な都市機能が集積しています。

「アイランドシティ」は、豊かな自然に恵まれ、環境に配慮した先進的モデル都市及びコンテナターミナルと一体となった国際物流拠点を形成しています。

「九州大学箱崎キャンパス跡地」は、多様な都市機能やゆとりある空間、先端技術の導入などにより、快適で質の高いライフスタイルを創出しています。

「舞鶴公園・大濠公園地区」は、都心部に近接した貴重な緑地空間として、市民の憩いの場となり、また、歴史資源を生かし、文化芸術と融合した観光・交流拠点を形成しています。

「シーサイドももち」は、福岡市の情報関連産業の集積拠点となり、また、文化・エンターテインメントなどの既存資源を生かした観光・MICEの拠点を形成しています。

「九州大学伊都キャンパス及びその周辺」は、糸島半島を圏域とする九州大学学術研究都市の核として、学生や研究者などが新たな知を創造、発信する研究開発拠点となり、また、産学官が連携した新たなビジネスやイノベーションの創出拠点を形成しています。

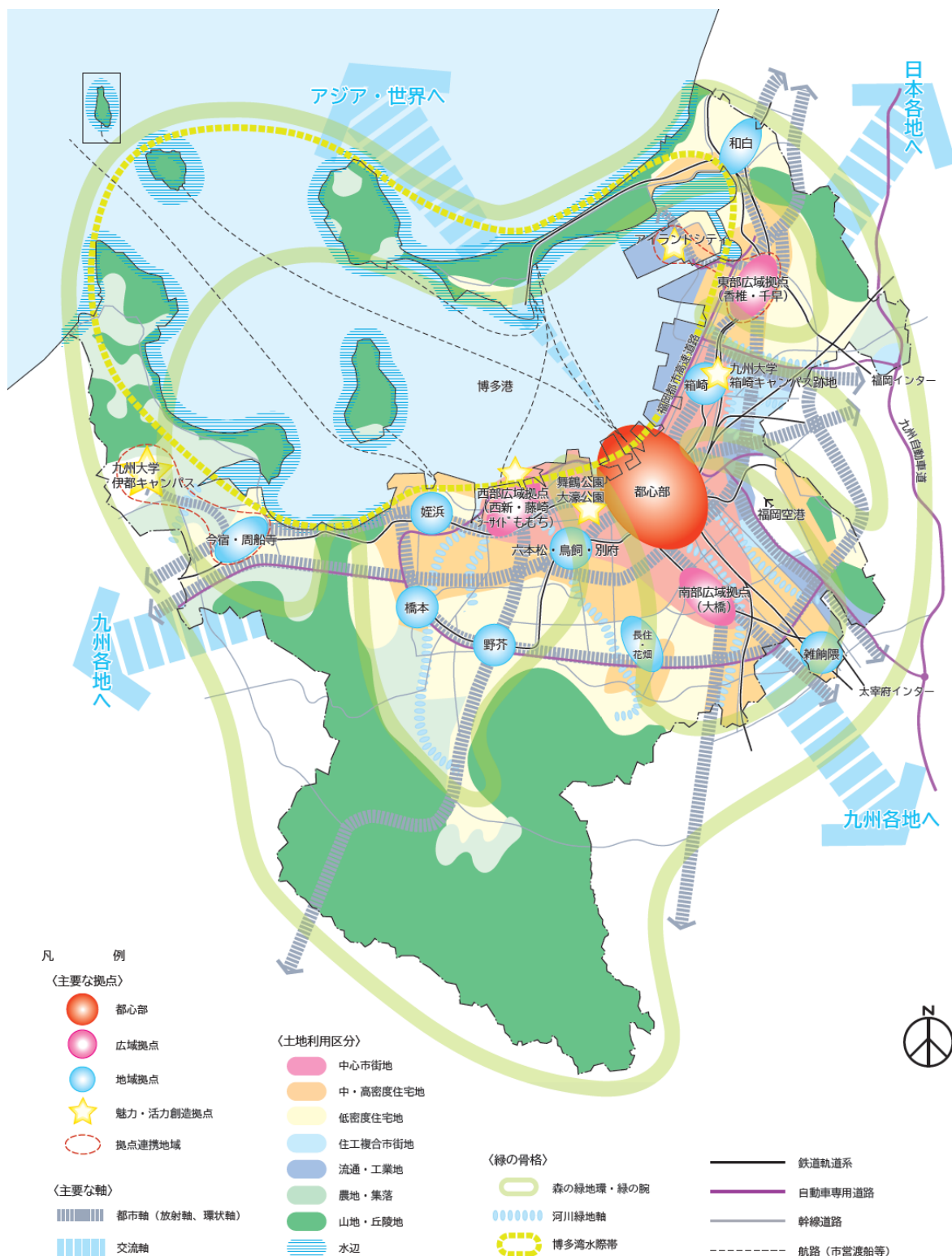
## <農山漁村地域>

農林水産業の営みや既存集落が維持・活性化されるとともに、美しい自然景観を生かした市民や観光客の憩いの場になり、福岡市の豊かな自然環境が市民の財産として、継承されています。

## <交通ネットワーク>

陸海空の広域交通ネットワークを備える都心部を中心に、それぞれの拠点間は公共交通機関でネットワークされ、拠点内やその周辺では身近な生活交通が確保されることで、多様な都市活動や市民生活を支える移動が円滑に行われています。

## ■都市空間構想図



## ①主要な拠点

主要な拠点は、「生活の質の向上」と「都市の成長」を両立させ、持続的な好循環を創り出すために都市活動や市民生活にとって重要な拠点となる地区です。

### ■都心部

天神、博多駅、博多ふ頭・中央ふ頭を中心として、東は御笠川、南は百年橋通り、西は大正通りに囲まれたエリア

### ■東部・南部・西部の広域拠点

香椎・千早（東部）、大橋（南部）、西新・藤崎・シーサイドももち（西部）

### ■地域拠点

和白、箱崎、雑餉隈、六本松・鳥飼・別府、長住・花畑、野芥、姪浜、橋本、今宿・周船寺

### ■魅力・活力創造拠点

アイランドシティ、九州大学箱崎キャンパス跡地、舞鶴公園・大濠公園地区、シーサイドももち、九州大学伊都キャンパス及びその周辺

### ■拠点連携地域

（東部拠点地域（アイランドシティ～東部拠点）・西部拠点地域（九州大学伊都キャンパス～今宿・周船寺））  
拠点間の連携を図りながら、一体的な拠点地域の形成を図る地区

## ②主要な軸

### ■都市軸

都市軸は、福岡市の骨格となる重要な交通ネットワークを受け持つ道路であるとともに、都市活動や市民生活を営む上で必要な機能が連続する沿道の市街地を示します。  
また、市内の各拠点の機能分担や連携を図るために重要な軸です。

- ・「放射軸」は福岡市と周辺都市などを放射状に結ぶ軸
- ・「環状軸」は中心市街地を取り巻き、東部、南部、西部の連携を強化する軸

### ■交流軸

交流軸は、福岡都市圏や九州・西日本への都市間交流を図るY字型都市軸とともに、アジア・世界へ向けた国際交流の主要な骨格となる軸

## ③緑の骨格

緑や水辺で構成される「緑の骨格」は、福岡らしい風景をつくり、市民の憩いの場を創出するとともに、気候変動への対策や生物多様性の確保など、大きな役割を果たしています。

### ■森の緑地環・緑の腕

市街地と博多湾を環状に囲む森林で構成される「森の緑地環」と、そこから市街地に伸びる丘陵地の樹林や大規模公園で構成される「緑の腕」により、都市の環境保全と福岡らしい風景を形成

### ■ 河川緑地軸

市街地を貫流する主要な河川と河川沿いの緑で構成され、都市に美しい景観と身近な潤いを創出

### ■ 博多湾水際帯

自然海岸や干潟、海浜公園などにより、博多湾を囲み、連続した緑地と水際空間を形成

## ④土地利用区分

地域特性に応じて市域を大きく8つのゾーンにまとめて示します。福岡市の中心である都心部に近いほど多様な都市機能の密度が高く、遠いほど密度が低く豊かな自然環境が身近に感じられるようなゾーン配置としています。

### ■ 中心市街地

都心部、東部・南部・西部の広域拠点を補完する諸機能をもつゾーン

### ■ 中・高密度住宅地

中心市街地の外側に広がる中高層住宅を主とし、低層住宅も共存する住宅地

### ■ 低密度住宅地

中・高密度住宅地の外側に位置する戸建住宅を主とし、豊かな緑に包まれ、身近に自然が楽しめるゆとりのある住宅地

### ■ 住工複合市街地

空港西側や幹線道路沿いに位置する住宅、流通・工業施設、商業・業務施設など、住む場所と働く場所が複合した市街地

### ■ 流通・工業地

空港周辺や博多港などに位置する流通施設や工場からなるゾーンで、生産・物流機能を担う地域

### ■ 農地・集落

農林水産業の振興を図るとともに、緑地空間の保全など、自然や歴史的資源を生かした地域づくりを図るゾーン

### ■ 山地・丘陵地

市域を取り囲む山や森林などにより緑の骨格が構成され、緑の保全を進めていく地域

### ■ 水辺

自然海岸や豊かな干潟環境を保全するとともに、市民が身近にふれあい憩えるゾーン

### (3) 取組みの方向性

#### ① 土地利用について

- 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、市街化を促進する区域である市街化区域と、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に区分する、いわゆる「区域区分」について適切な運用を図ります。
- コンパクトで持続可能な都市を目指し、市街化区域の拡大を必要最小限に抑え、市街化調整区域の自然環境や農地並びに市街化区域内の良好な緑地を保全・創造します。また、既存の社会資本を最大限に活用できる既成市街地や現在の計画的開発区域を中心に人口や必要な都市機能の受入れを図ります。
- 海辺や河川、緑などの豊かな自然環境、民間空地などの都市アセットを生かし、潤いと安らぎを創出するなど、都市空間の魅力向上を図ります。
- 標高概ね80メートル以上の樹林地や和白・今津干潟などの都市の貴重な自然を保全するとともに、市街地内に残る山すそ緑地や水辺空間の保全に努めます。
- 山地から市街地へ伸びる緑の腕や海とつながる河川空間を生かした水と緑のネットワークを形成するとともに、森林・農地などにおける保水機能の維持・向上など、生物多様性の保全・回復とその恵みの持続可能な利用を図ります。

#### ア 市街化区域

- 計画的な市街地整備を図る「市街化区域」については、用途地域などの地域地区や地区計画制度などの適切な運用により、都心部からの近接性や交通の利便性、都市基盤の状況などを踏まえ、都心部から市街地周辺部にかけての段階的な密度構成によるメリハリのきいた、ゆとりと潤いのある市街地形成を図ります。
- 都市活力を牽引する「都心部」など、高度な都市機能の集積を図るエリアにおいては、彩りと潤い、賑わいが感じられ、多様な人と企業が集積・交流する、質が高く、高度利用された市街地の誘導を図ります。
- 市民生活の核となる「広域拠点」や「地域拠点」、都市の骨格を形成する「都市軸」など、市民生活に必要な都市機能の誘導を図るエリアにおいては、鉄道駅周辺や幹線道路沿道など、都市基盤のストックを最大限に活用し、適切な高度利用や土地の有効利用を図ります。
- 市民生活の基盤となる住宅地においては、日常生活に必要な機能の充実など、利便性が高く、安全・安心な住環境を形成するとともに、地域の特性に応じて、地域の主体的なまちづくりを支援し、きめ細かな土地利用の誘導を図ります。

## イ 市街化調整区域

- 市街化を抑制する「市街化調整区域」については、自然環境や農地、林地など保全すべき区域を明確化し、その保全に努めます。
- 市街化調整区域の中でも、既存集落や美しい自然景観を有する地域においては、身近に触れられる豊かな自然や新鮮な農水産物等を農山漁村地域の魅力として磨きあげ、市民や観光客の憩いの空間を形成するとともに、規制緩和制度も活用しながら、農林水産業の振興や集落コミュニティの維持・活性化、観光振興等に向けた土地利用を誘導します。
- 市街化調整区域のうち、鉄道駅周辺や幹線道路沿道など、良好な市街地整備が確実に実施される地区については、農林水産業などとの調整を図りながら、周辺環境や災害リスク等を十分に勘案した上で市街化区域に編入するなど、計画的なまちづくりを誘導します。

## ② 交通体系について

- 既存の交通基盤や新たな技術などを生かしながら、鉄道やバスなどの公共交通機関相互の連携や交通結節機能の充実・強化を図り、分かりやすく使いやすい公共交通を主軸として、徒歩や自転車、自家用車などの多様な交通手段が相互に連携した持続可能な総合交通体系の確立を目指します。
- 九州・アジアなどとの広域的な交流を促進するため、陸海空の広域交通拠点の充実・強化を図るとともに、環境負荷の少ない交通体系の構築を目指しながら、都心部の回遊性の向上を図ります。
- 都市的な魅力と自然環境が調和したコンパクトな都市という強みを生かし、「都心部」、「魅力・活力創造拠点」、「広域拠点」、「地域拠点」などをつなぐ交通ネットワークの充実・強化を図ります。
- 快適で生活しやすい居住環境を形成するため、市民生活の核となる「広域拠点」や「地域拠点」へのアクセス強化を図るとともに、公共交通事業者などと連携し、生活圏において、日常生活を支える生活交通の確保を図ります。



### 3 区のまちづくりの目標

市民及び様々な主体が、地域の課題を的確に把握し、解決に向けて取り組むとともに、地域の資源を生かしてさらに地域の魅力を高めていくため、区のまちづくりの目標を定めます。

#### (1) 区別人口・面積

| 区   | 人口（千人） |        | 面積（km <sup>2</sup> ） |
|-----|--------|--------|----------------------|
|     | 2020 年 | 2034 年 |                      |
| 東区  | 323    | 343    | 69.45                |
| 博多区 | 252    | 267    | 31.62                |
| 中央区 | 206    | 223    | 15.39                |
| 南区  | 266    | 275    | 30.98                |
| 城南区 | 133    | 137    | 15.99                |
| 早良区 | 221    | 227    | 95.87                |
| 西区  | 213    | 218    | 84.15                |
| 全市計 | 1,612  | 1,692  | 343.46               |

出典：「2020 年国勢調査」、「福岡市の将来人口推計」、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

#### (2) 7 区に共通する地域施策の方向性

分野別目標のうち、地域のまちづくりに深く関わり、7 区に共通する主な施策の方向性を以下に再掲します。

##### ● 多様な市民が輝くユニバーサル都市・福岡の推進

誰もが思いやりをもち、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人にやさしいまちの実現を目指し、インクルーシブなまちづくり、人権教育・啓発、女性の活躍や多文化共生の推進などに取り組みます。

##### ● 一人ひとりが健やかで心豊かに暮らせる社会づくり

市民一人ひとりが、本人の意思や能力などに応じて、仕事や文化芸術、スポーツなど、様々な分野で生きがいを持ち、健やかで心豊かに暮らすことができる環境づくりを進めます。

##### ● 社会全体で子どもを見守り、子どもを望む人が安心して生み育てられる環境づくり

家庭、学校、地域、企業などと連携し、社会全体で子どもと子育て家庭を見守るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実や仕事と子育ての両立支援など、子どもを望む人が安心して出産、子育てできる環境づくりを進めます。

### ● 困難を抱える子どもや若者を支え、誰もが健やかに成長できる社会づくり

様々な困難を抱える子どもや若者への相談体制や支援を充実し、多様な主体と連携しながら、児童虐待や貧困、いじめ、不登校、ひきこもりなどへの適切な対応、未然防止に取り組み、すべての子どもや若者が安心して暮らし、健やかに成長できる社会づくりを進めます。

### ● つながりと支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化

持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、自治協議会や自治会・町内会の基盤強化、住民の自治意識の醸成などを図るとともに、地域活動を担う新たな人材の発掘や、市民、NPO、企業、大学など多様な主体が地域全体で支え合う関係を築くための支援を行います。

### ● 生活の利便性が確保された地域のまちづくり

区役所や、地域コミュニティ活動の場として活用されている公民館、市民センター、地域交流センターなど、公共施設の充実・機能強化や多様な施設間の連携を図るとともに、持続可能な生活交通の確保や買い物支援に取り組むなど、それぞれが住み慣れた地域における生活の利便性向上に取り組みます。

### ● 安全で快適な生活基盤の整備と災害に強いまちづくり

身近な道路、下水道、河川、公園などの維持・更新、安全で良質な水道水の安定供給、様々な社会課題や多様なニーズに対応した良質な住宅の確保など、安全で快適な生活基盤の整備に取り組むとともに、防災・危機管理体制や地域防災力の強化、避難環境の充実、他都市や関係機関との連携など、平時からハード・ソフトの両面で、被害を最小限に抑える災害に強いまちづくりを進めます。

### ● 日常生活における安全・安心の確保と地域福祉の推進

多様な主体が連携し、地域における包括的な支援体制の構築や防犯力の強化を図るとともに、自転車や喫煙などのモラル・マナーの向上、消防・救急体制や医療環境の充実、感染症対策の推進、情報リテラシーの向上による消費者被害等の未然防止、食品の安全性確保など、日常生活における安全・安心が確保されたまちづくりを進めます。

### (1) 区の特徴と課題

- 玄界灘と博多湾を隔てる志賀島・海の中道が区の北側に位置し、博多湾の東側を囲む地形となっています。区域内には、九州を南北に結ぶ JR 鹿児島本線など複数の鉄道路線、市の中心部と臨海地区・九州縦貫自動車道を繋ぐ都市高速道路や国道などの幹線道路が南北を貫き、交通の大動脈を形成しています。また、箱崎ふ頭、香椎パークポートやアイランドシティなどの臨海部には、海上物流機能が集積し、近接するJR貨物ターミナルと一体となって、地域経済を支える物流拠点を形成しています。
- 志賀島は、国宝である金印が発見された場所でもあり、古事記に登場する古代の海の民「阿曇族」の発祥の地とされています。また、全国でも数少ない勅祭社である香椎宮をはじめ宮崎宮や志賀海神社などの神社仏閣、唐津街道の宿場町であった箱崎・馬出地区の町家の他、舞松原・宮前などの古墳、名島城・立花城の城址など、歴史や文化の足跡が数多く残っています。
- 福岡女子大学、九州産業大学、福岡工業大学、サイバー大学、令和健康科学大学などの特徴ある大学が立地し、なみきスクエアや和白地域交流センター（コミセンわじろ）は、芸術文化などの発信拠点として多くの住民に利用されています。また、雁の巣レクリエーションセンターや総合体育館、ラグビー強化拠点「JAPAN BASE」などのスポーツ関連施設も充実し、各種スポーツの拠点になっています。
- 7区で最大の人口を有し、東部広域拠点である香椎・千早や、地域拠点である和白、箱崎に都市機能が集積するとともに、東側の丘陵地には住宅街が広がっています。アイランドシティや九州大学箱崎キャンパス跡地で新たなまちづくりが進むなど、今後も人口増加が見込まれる中で、地域によっては人口が減少しており、それぞれの地域の実情に応じて、誰もが必要な行政サービスを利用でき、安心して生活できる環境づくりが必要です。
- 区域内は豊かな自然にも恵まれ、国定公園に指定されている志賀島や海の中道には、美しい景観を有する海岸が広がり、区の東部には国の特別天然記念物に指定されたクスノキ原生林がある立花山や三日月山が連なっています。また、博多湾東部の和白干潟は、渡り鳥の飛来地として有名です。一方、近年、災害が激甚化・頻発化しており、海や川に面した地域や山に近い丘陵地など、災害リスクの高い地域もあり、災害に備えた訓練や環境整備などの対策が求められています。

## (2) まちづくりの目標と取組みの方向性

### 豊かな自然環境と歴史、文化に育まれた、活力を創造するまち・東区

#### 健やかでいきいきと暮らせるまち

- ・地域におけるあたたかい見守りのもと、行政と関係機関により、子育て世帯の状況に応じた必要なサービスを提供するとともに、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。
- ・高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、健康づくりの促進や介護予防に取り組みます。特に、今後増加が見込まれる認知症への理解促進や、本人の意思に沿った医療や介護が受けられる仕組みづくりに取り組みます。

#### 活気あるコミュニティがあるまち

- ・新しく生まれたまちでの地域コミュニティづくりの支援や、既存住民と新規住民との繋がりを充実させるための取組みを進めます。
- ・既存コミュニティにおいては、それぞれの地域の実情に応じた地域活動への理解促進など、担い手不足解消に向けた取組みや、大学・企業・NPOなどの多様な主体が地域活動に参画することを促し、地域活動を活性化する取組みを推進します。
- ・人口減少など地域が抱える課題を把握し、生活交通などの利便性が確保され、住民が住み慣れた地域で住み続けられるよう、きめ細かな支援を進めます。
- ・地域に住む外国人との交流を進めるなど、多文化共生のまちづくりを推進します。

#### 安全で安心して暮らせるまち

- ・洪水や高潮、土砂崩れなどの災害に備えるため、地域での自主防災活動に対し、警察・消防や事業者との連携により積極的な支援を行うとともに、高齢者・障がいのある人の避難支援の充実や避難所環境の整備などに取り組みます。
- ・地域での防犯活動の支援に取り組むとともに、警察などの関係機関と連携し、犯罪のない安全なまちづくりを推進します。
- ・モラル・マナーの向上に取り組み、地域に住むすべての人が、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めます。
- ・道路のバリアフリー化や警察と連携した交通安全対策など、安全で快適な環境づくりを進めます。

#### 魅力にあふれた賑わいのあるまち

- ・地域や大学など、多様な主体との連携により、地域が有する豊かで特色ある自然・歴史・文化芸術を東区の魅力として磨き上げ、積極的に発信することにより、住む人が愛着を持ち、多くの人が訪れる賑わいのあるまちづくりを推進します。

### (1) 区の特徴と課題

- 九州の交通結節拠点である博多駅周辺地区では、耐震性が高い先進的なビルへの建替えに加えて、博多駅筑紫口駅前広場やはかた駅前通りの再整備、地下鉄七隈線延伸開業などにより、回遊性が向上しています。また、西鉄天神大牟田線桜並木駅の開業や、福岡空港の滑走路増設をはじめとした機能強化を契機として、住民主体のまちづくりの取組みが進められています。
- 事業所が7区中最も多く集積しており、博多駅の周辺や中南部地域の大型複合商業施設、ウォーターフロント地区のコンベンション施設、東平尾公園のスポーツ施設など、多くの集客交流施設が立地しています。
- 博多の総鎮守の櫛田神社、空海が日本で初めて建立した密教寺院である東長寺、日本最初の禅寺である聖福寺、山笠発祥の地と伝えられている承天寺などの神社仏閣や歴史的文化財が多い寺社町エリアは、うどん・そば・饅頭・博多織の発祥の地と伝えられており、このエリアへと導くウェルカムゲート「博多千年門」が新たなシンボルとなっています。
- 単身世帯は全世帯の6割を超え7区最多で、転入者も多く、約9割の世帯が共同住宅に住むなどの都市型特性があります。地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりが進んでいる一方で、都市部では孤立死あるいは緊急的介入・支援が必要な段階で把握される事例が多く、地域包括ケアシステムの構築などが求められています。また、子育て世帯が孤立しないよう、安心して子育てができる環境づくりを進める必要があります。
- 自転車放置台数はこの10年間で大幅に改善していますが、中洲地区では依然として多く、交通事故発生件数及び犯罪認知件数は7区で最も多くなっています。
- 最古の稲作集落跡の一つである板付遺跡や、弥生時代の甕棺を発見されたままの状態で展示している金隈遺跡など、史跡も豊富であり、博多祇園山笠や博多松囃子などの伝統的な祭りや文化も豊かで、地域の生活に受け継がれています。国内外からのさらなる集客・賑わい創出を図るため、歴史や伝統をはじめ、新たなまちの魅力づくりや発信、集客機能の強化などによる回遊性の向上を図っていく必要があります。

## (2) まちづくりの目標と取組みの方向性

### お互いが支え合い、安心して暮らし、歴史と伝統が息づくまち・博多区

#### 思いやりと交流・支え合いにより、安心して健やかに暮らせるまち

- ・子どもや高齢者、障がいのある人の見守りなど、世代を越えた交流や地域の支え合いにより、子どもが健やかに成長し、すべての人が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めます。
- ・高齢、障がい、子ども・子育てなどの様々な分野の悩みを抱え、複雑化する事案に対して、適切な支援が行き届くよう寄り添って包括的に対応するなど、誰一人取り残さない福祉サービスの充実を図ります。

#### 地域コミュニティをはじめ多様な主体がつながり、安全・安心で住みよいまち

- ・地域ごとの実情に応じて、自治協議会、自治会・町内会などに寄り添った支援を行い、地域コミュニティへの参加促進を図るとともに、住民、NPO、ボランティア、企業、学校、行政など多様な主体との共創により、活発なコミュニティづくりを進めます。
- ・専門学校が多く立地する特性を生かし、地域との共創の取組みを推進するなど、若者が活躍できるまちづくりを進めます。
- ・地域防災に対する住民意識の向上や自主防災活動を支援するとともに、避難支援を必要とする人の見守り体制づくりを進めます。
- ・地域や警察などと連携し、交通安全や自転車利用、喫煙マナーの啓発活動に取り組むなど、モラル・マナーの向上を図るとともに、地域の自主防犯活動などを支援することにより、事故や犯罪が少ない安全なまちづくりを進めます。
- ・安全・円滑な交通の確保や災害の被害拡大防止を図るため、適切な道路・公園・河川などの整備と維持管理に取り組み、住民の暮らしと経済活動を支えます。

#### 歴史や伝統など地域の特性を生かした魅力がつながるまち

- ・地域と連携し、歴史的景観を有する神社仏閣などの資源を生かしたまちづくりを進めます。
- ・歴史や伝統文化の魅力を広く発信し、地域や企業と一体になってイベントの開催やおもてなしの環境づくりを行うとともに、博多祇園山笠や博多松囃子などの伝統行事の振興・継承を図ることで、地域の価値・魅力を高めます。
- ・まちの回遊性を高めることにより、博多駅周辺の活力と賑わいを博多旧市街や天神方面など多様なエリアに広げ、経済活動の活性化を図るとともに、都市機能の充実やまち全体の魅力向上に繋がる活動への支援などにより、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

### (1) 区の特徴と課題

- 天神地区は、鉄道やバス網の結節点となる交通の要衝であり、耐震性が高い先進的なビルへの建替えにより、新たな空間や雇用が生み出されています。百貨店をはじめ数多くの商業施設や多様な飲食店が立ち並び、九州はもとより国内外から訪れる人で活気にあふれ、多くの都市機能を有する国際化に対応したまちへ発展しています。
- 西公園から舞鶴公園・大濠公園、動植物園のある南公園、鴻巣山と豊かな緑にも恵まれています。また、7世紀後半から11世紀にかけて、大陸から訪れる人々の迎賓館の役割を果たしていた鴻臚館跡や、徳川幕府の成立とあわせて黒田長政が築城した福岡城跡など、貴重な歴史的文化遺産が身近にあります。
- 市民会館、市美術館、アクロス福岡などの文化施設が点在し、日本銀行をはじめとする金融機関も集積しています。また、Fukuoka Growth Next やエンジニアカフェ、Artist Cafe Fukuoka といった、官民共働によるスタートアップ支援や交流などの拠点となる施設が設置されています。さらに、全国有数の取扱数量を誇る鮮魚市場、こども総合相談センターや認知症フレンドリーセンターなどの福祉関連施設が立地するほか、みずほPayPayドーム福岡などのスポーツ・エンターテインメント施設があり、プロ野球をはじめ、スポーツ・音楽などのイベントが数多く開催されています。
- 約9割の世帯が共同住宅に住んでおり、単身世帯は全世帯の約6割にのぼっています。また、例年、住民の約2割が転出入するなど、人口の流動も大きくなっています。そのため、地域コミュニティの希薄化や、それに伴う子育て家庭や高齢単身世帯の孤立化、地域防災力の低下などが課題となっています。
- 駐輪場の整備や啓発活動などにより放置自転車が大幅に減少する一方、健康意識の高まりやシェアサイクルの普及などにより自転車の幅広い活用が進んでおり、自転車に関わる事故の増加が懸念されます。
- 都心部では、多くの人が訪れ賑わいが生まれている一方、たばこをはじめとしたごみのポイ捨てなどのマナー違反が生じています。また、更新期を迎えたビルの建替えなどにより、まちの姿が変わりつつある中で、中央区が持つ多様な魅力を継承し、さらに磨きをかけていく必要があります。

## (2) まちづくりの目標と取組みの方向性

### 人が集い、人が輝き、人がやさしいまち・中央区

#### 思いやりの心で人がつながり、元気に暮らせるまち

- ・地域における支え合いと多様な繋がりにより、高齢者や障がい者をはじめとする支援が必要な人を見守り、住民がぬくもりを感じられる取組みを推進します。
- ・妊娠から出産、子育て期にある家庭に、交流や相談の機会を提供することなどにより、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の充実を図ります。
- ・地域活動の担い手不足などの地域課題に応じたきめ細かな支援により、地域コミュニティ活動の活性化に取り組めます。

#### 誰もが安心して暮らせるまち

- ・地震や風水害などの自然災害に対する防災意識の向上を図るとともに、地域の自主防災活動を支援します。
- ・誰もが安全で安心して移動できるよう、道路のバリアフリー化やエスコートゾーンの整備など、人に優しい道づくりに取り組めます。
- ・自転車利用の安全性・利便性を高めるため、安全で快適な通行環境づくりや、適正な走行ルールの周知・啓発活動に取り組めます。
- ・地域や警察などと連携して、モラル・マナーの向上を図り、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

#### 自然や歴史など、地域の魅力が生きる、賑わいのあるまち

- ・天神地区を中心とした都心部の賑わいや屋台などの食文化、舞鶴公園・大濠公園などの身近な自然、鴻臚館跡や福岡城跡などの貴重な史跡、文化施設やエンターテインメント施設など、多様な資源の魅力がさらに生きる取組みを進めます。
- ・更新期を迎えたビルの建替えにより生まれる新たな都市機能や空間を活用し、多様な主体との共創・共働により、都心部を中心とした中央区の新たな賑わいや魅力を創出することで、個性があふれ、多くの人々が住み、働き、訪れたいまちを目指します。

### (1) 区の特徴と課題

- 大橋駅から高宮駅の周辺には、商業施設や区役所、市民センター、男女共同参画推進センターアミカスなどの公共施設が立地しており、ここから区の西部・南部地域へ道路交通網が伸び、外環状道路が東西を繋いでいます。
- 丘陵地などを開発し、谷間の部分に道路を整備してまちが発展してきたため、全体的に坂が多い特徴があります。昼間人口に比べて夜間人口が多い「くらしのまち」であり、住宅ニーズの多様化などに対応しながら、老朽化した大規模団地の建替えが進んでいます。
- 区内及び近接地に九州大学芸術工学部、香蘭女子短期大学、純真学園大学、精華女子短期大学、第一薬科大学、福岡女学院大学といった特色ある大学・短大などが立地しており、外国人留学生も多く生活しています。
- 南西にそびえる油山では豊かな自然環境を生かした油山牧場・市民の森がリニューアルし、南北に流れる那珂川の水辺環境整備も進んでいます。この他、鴻巣山やため池など、住宅地の近くに、住民が日常的に触れ合える魅力的な自然環境を有しています。
- 区の西部・南部地域を中心に高齢化が進行しており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域で持続的に見守り、支え合える体制の強化が求められています。また、子育てサロンやセミナーによる育児支援、外国人と住民の相互理解を深める交流、関係機関と連携した防災訓練の実施など、地域と行政の共創によるまちづくりが進んでおり、引き続き、地域活動の新たな担い手の発掘・育成や、大学や企業などの資源を生かした取組みを充実していく必要があります。
- 外環状道路や屋形原須玖線などの整備による幹線道路ネットワークの形成、交差点の改良などにより、車両や歩行者が円滑に通行できる環境整備が進んでいます。一方、生活交通の確保や道路の混雑緩和、誰もが安心して移動できる歩行空間づくりなどに引き続き取り組んでいく必要があります。

## (2) まちづくりの目標と取組みの方向性

### みんながつながり、安らぎ、輝く 暮らしのまち・南区

#### お互いが支え合い、健やかにくらせるまち

- ・地域や関係機関と連携しながら、子育て家庭の育児不安の軽減や孤立化・虐待の防止などに取り組み、子どもを安心して生み育てられ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。
- ・すべての人が自分らしく健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、地域や行政、医療・介護事業所などの様々な主体が連携して、地域における活躍の場や健康づくり、介護予防活動や見守り支援などに取り組みます。
- ・人々の暮らしを見守り支えてきた身近な地域コミュニティが今後も活動を続けていけるよう、地域と連携してコミュニティ活動の場づくりや担い手育成に取り組むとともに、地域交流センターの整備に向けた検討を進めます。
- ・留学生をはじめ外国人の居住人口が増える中、暮らしに必要な支援を行うとともに、住民との相互理解や多文化交流を促進し、多様性を尊重し合えるまちづくりを進めます。

#### 身近な自然と共生し、安全で安心して住み続けられるまち

- ・地震や河川の氾濫など、地域の特性に応じた災害に備え、自主防災活動を支援するとともに、地域や行政、企業などの多様な主体の共働により、被害を最小限に抑える取組みを推進します。
- ・警察や地域等と連携し、交通安全の活動や特殊詐欺防止の啓発などに取り組み、住民の安全・安心の確保に努めます。
- ・地域の交通状況を踏まえた渋滞対策や、公共交通機関の利便性向上に取り組むとともに、歩道のフラット化、通学路の安全対策、バス停ベンチの設置や自転車通行空間の整備など、すべての人にやさしい道づくりを進めます。
- ・油山牧場・市民の森や那珂川、鴻巣山、身近なため池などの資源を活用して住民が触れ合う機会をつくるなど、自然や環境を守り大切にする心を育みます。

#### 多様な主体が共創し、人と地域を育てるまち

- ・地域のまつりや行事、桧原桜などを通して育んできたつながりを大切にしながら、交流や学習の場を創出し、地域の魅力の向上に取り組めます。
- ・大学・短大や企業などの多様な主体と連携し、各主体がもつ専門的な人材や知見を生かして、地域課題の解決や学びの機会の充実など、住民の暮らしを彩り豊かにする取組みを進めます。
- ・芸術工学・保育・医療など、多彩な分野で学ぶ学生が集う南区で、将来を担う人材が育っていくよう、学生の様々な活動の支援や体験機会の創出、地域との交流の促進に取り組めます。

### (1) 区の特徴と課題

- 別府団地や金山団地などの大規模団地をはじめ住宅地が多く、区内を縦貫する地下鉄七隈線の博多駅延伸や、東西に横断する外環状道路、都市高速道路5号線などの整備により、通勤、通学などの交通利便性が向上しています。
- 北部では、中高層集合住宅やワンルームマンションの立地が進み、比較的若い世代の居住者が多く、行政サービスや商業などの機能と文化・教育施設が集積しています。また、南部には油山が広がり、区内を南北に流れる樋井川、多くのため池など、豊かな自然環境が生活の身近なところにあります。友泉亭公園や、菊池神社、梅林古墳など、郷土をしのぶ歴史的資源も残っています。
- 区内には福岡大学、中村学園大学の二つの大学があり、各大学が有する人材や施設、技術力は大きな資源となっています。大学と連携し、様々な分野で交流を広げ、共働の取組みを進めてきましたが、多様な主体がさらに連携を深め、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に繋げていくことが期待されています。
- 高齢化率が7区で最も高く、コミュニティ活動の参加者減少や担い手の高齢化が大きな課題となる中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、健康寿命を延伸させるとともに、お互いに見守り支え合う地域づくりが急務となっています。
- 自然災害が激甚化・頻発化する中で、自主防災組織を中心とした共助の重要性が高まっており、地域防災力を強化する必要があります。油山と近接している地域では、豪雨による土砂流出への対策も求められています。また、急速に市街化が進んだことから狭あい道路が多く、生活道路の環境改善や交通安全対策を進めていく必要があります。

## (2) まちづくりの目標と取組みの方向性

### 人のぬくもりと自然の安らぎを感じ、健やかに住み続けられるまち・城南区

#### 地域で支え合いいきいきと暮らせるまち

- ・地域や大学などの多様な主体と連携し、コミュニティ活動の担い手の育成や交流の場づくりに取り組み、人と人がつながり、お互いに見守り支え合う持続可能な地域コミュニティづくりを推進します。
- ・子どもや子育て家庭のニーズに応じたきめ細かな対応により、子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。
- ・健康づくりや介護予防の取組みを支援し、高齢者の社会参加の促進や健康寿命の延伸を図るとともに、認知症への理解を深め、その生活を支える地域や専門機関などの連携体制の強化を図り、誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指します。

#### 安全で安心して暮らせるまち

- ・住民の防災意識を高めるとともに、自主防災活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。また、土砂災害対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・地域や警察などと連携し、交通安全対策や自転車の安全利用などのモラル・マナー向上に組み、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ・生活交通の確保による利便性の向上を図るとともに、身近な道路のバリアフリー化を進め、誰もが快適で安全に外出できるまちを目指します。

#### 大学とつながる共創のまち

- ・大学の知的資源や人材を生かし、住民が気軽に参加できる生涯学習の場を充実するなど、誰もが生きがいを持って心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。
- ・学生の柔軟で新鮮な発想を生かし、社会課題の解決や地域コミュニティの活性化を図るとともに、将来を担う人材の育成を支援し、創造的で活力のあるまちづくりを進めます。

#### 豊かな自然と共生する潤いのあるまち

- ・多様な生物が生息する油山や樋井川などの貴重な自然を次世代に継承するため、その魅力を広く伝えとともに、身近な自然に親しみふれあう活動を通じて自然環境保全意識の醸成を図るなど、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

### (1) 区の特徴と課題

- 7区の中で最も広く、南北に長い地形をしており、北部は博多湾に面し、西部には室見川が流れ、南部には緑豊かな脊振山系という自然環境に恵まれています。区内には西南学院大学や福岡歯科大学、福岡看護大学、福岡国際医療福祉大学などの教育施設があり、その施設や人的資源などを生かして、大学、地域、行政の連携が進んでいます。
- 北部は商業・文教・交通の拠点として近代的な街並みを有し、中部は地下鉄七隈線や外環状道路などの都市基盤が整備され、大規模な集合住宅や戸建て住宅が集積しています。また、南部は田園・森林地帯、脊振山系までが含まれる自然豊かな農業・住宅地域となっており、各エリアの特性に応じたまちづくりを進めていく必要があります。
- 地下鉄空港線沿線の西新・藤崎地区は、活気あふれる商業地域として発展を遂げ、高校、大学、インターナショナル・スクールなどの教育施設のほか、区役所、市民センターや警察署、税務署などの行政機関も集中している地域です。
- 都市の成長を推進する魅力・活力創造拠点であるシーサイドももち地区では、福岡タワーや博物館、総合図書館、ソフトリサーチパーク、放送局などの文化・情報技術関連施設が集積し、西新・藤崎地区とともに福岡市の西部広域拠点となっていますが、まちづくりに伴う住宅開発の時期が集中したため高齢化が進んでおり、一層の活性化や地域コミュニティの維持が課題となっています。
- 地下鉄七隈線沿線の野芥や賀茂、次郎丸などでは、外環状道路及び都市高速道路5号線の開通、地下鉄七隈線の博多駅までの延伸開業など、都市基盤の整備により交通・生活の利便性が向上しています。また、原や飯倉、有田などには大規模な住宅団地があり、幹線道路の沿道には商業施設が多く立地していますが、団地住民の高齢化や地域活動の担い手不足などへの対応が必要です。
- 区中南部地域には、コミュニティ機能を主体とした複合的な機能を有する早良南地域交流センター（ともてらす早良）が2021年（令和3年）に開館し、新たな地域コミュニティ活動の場になっています。
- 脊振山系などの豊かな自然に恵まれた南部地域は、都市と農業の距離が近い農村地域であり、地域資源を生かして、地域振興やコミュニティの活性化に取り組んでいますが、気候変動などに伴い激甚化する自然災害への対応や、進行する超高齢社会への対応、住民の日常生活に必要な交通手段である公共交通の維持・確保などが、大きな課題となっています。

## (2) まちづくりの目標と取組みの方向性

ひと・みず・みどりが光り輝き、ふれあいと交流のあるまち・早良区

### 子育てしやすく、誰もが健やかに暮らせるまち

- ・住民ニーズの多様化や地域ごとの特性を踏まえ、地域社会の新たな担い手の育成や、誰もが参画し活躍できるまちづくりを進めます。また、地域、行政、事業者や大学などの多様な主体が共創し、持続可能な地域コミュニティの活性化を推進します。
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援などにより、次代を担う子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境づくりを進めます。
- ・高齢者や障がいのある人への支援など、すべての住民が尊重され健康でいきいきと暮らせるまちづくりに取り組みます。

### 安全・安心で快適に暮らせるまち

- ・住民、地域、行政などの多様な主体が連携し、地域の防災活動の支援や、災害時の被害の最小化を図る減災対策を推進するなど、地震や風水害などの災害に強いまちを目指します。
- ・地域や警察などとの共働により犯罪や交通事故を未然に防ぎ、住民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。
- ・道路の段差解消など、バリアフリー化を推進するとともに、生活環境の整備やモラル・マナー向上に取り組み、快適で暮らしやすいまちを目指します。

### 地域資源や特性を生かした魅力あるまち

- ・山、川、海などの豊かな自然や地域の歴史、美しい街並みなどの観光資源を四季折々の多様な魅力として磨き育てることで、多くの人が訪れ交流が生まれる活力あるまちづくりを進めるとともに、北部、中部、南部それぞれの特性を生かしながら、全体が調和した回遊性のあるまちづくりを推進します。
- ・北部では、交通結節機能や商業・行政機能を有する西新・藤崎地区と、文化・情報技術関連施設が集積するシーサイドももち地区の一層の活性化や回遊性の向上などに取り組み、西部広域拠点の機能の充実を図るとともに、大学や企業、商店街などの集積を生かし、地域と連携した活力あるまちづくりを進めます。
- ・中部では、早良南地域交流センター（ともてらす早良）を中心として、文化・スポーツ活動や住民の交流が広がるまちづくりを進めるとともに、地下鉄七隈線沿線や外環状道路沿道を生かし、快適で便利に暮らせるまちを目指します。
- ・南部では、脊振山系や野河内溪谷などの豊かな自然を守り生かしていくことにより、人々が集う憩いのまちづくりを進めるとともに、住民の生活や通勤・通学の重要な交通手段である公共交通の維持・確保に努め、来訪者の交通利便性向上にも繋がります。

### (1) 区の特徴と課題

- 能古島、玄界島、小呂島の3つの島、脊振山系から糸島半島に至る緑の連なり、博多湾に注ぐ室見川や瑞梅寺川など、豊かな自然環境に恵まれています。今津干潟のカブトガニやクロツラヘラサギなどの希少生物をはじめ、自然、歴史、文化、活動団体など、様々な有形・無形の地域資源を「西区の宝」と位置づけており、今後もこれらを守り続けていく必要があります。
- 今宿野外活動センターや海づり公園、かなたけの里公園など、豊かな自然環境を生かした多くの施設があります。また、糸島半島を形成する北崎、今津は、風光明媚な景観が多く、市内外から多くの観光客が訪れる人気の観光スポットとなっています。
- 今津人形芝居や飯盛神社の流鏑馬、かゆ占など、15の民俗行事が県や市の無形民俗文化財に指定され、今に受け継がれています。また、史跡も数多く残っており、元寇防塁、吉武高木遺跡、今宿古墳群、今山遺跡、野方遺跡、女原瓦窯跡が国の史跡に指定されています。
- 2018年(平成30年)の九州大学移転完了に伴い、JR九大学研都市駅を中心に新しい市街地の形成が進んでいます。また、2023年(令和5年)には地下鉄七隈線が博多駅まで延伸され、橋本駅周辺のまちづくりが着実に進められています。
- 九州大学の知見や多彩な人材を地域のまちづくりや人材育成に生かすなど、大学と地域の連携・交流をより一層促進するとともに、様々な文化的背景を持つ留学生の増加が見込まれる中で、住民の個性を尊重し、生かしていく環境づくりが求められています。
- 土地区画整理事業に伴う人口増加地域と郊外の人口減少地域の二極化が進んでおり、急激な人口増加地域では、既存住民と新規住民との繋がりを深めるため、コミュニティへの参画を促す工夫が求められます。一方、人口減少地域では、コミュニティや地域産業、公共交通機関や生活利便性の維持が課題となっています。
- 離島の主産業である漁業は、地域の人口減少や高齢化などを背景とした担い手不足や漁業生産量の減少が課題となっています。また、農業は、大消費地に近く今後もさらなる発展が期待されていますが、耕作放棄地も多く、営農者を呼び込む工夫が求められています。
- 近年、自然災害が激甚化、頻発化しており、災害時の避難支援など、地域での結びつきの強い災害対策が求められています。また、イノシシなどの有害鳥獣対策が必要となっています。

## (2) まちづくりの目標と取組みの方向性

にぎわいがあり、しあわせを感じ、くらしやすいまち・西区

### 地域で支え合い生き生きと暮らせるまち

- ・地域の人々がお互いに支え合い助け合いながら、主体的に地域づくりに取り組む、自律したコミュニティづくりを支援します。
- ・安心して子育てができる環境の充実を図るとともに、多様な主体と連携し、子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けることができるまちづくりを進めます。
- ・日常生活の維持に重要な役割を果たす生活交通の持続的な確保について、関係者と連携して取り組みます。

### 安全で安心して暮らせるまち

- ・地域の自主防災活動の支援や、離島などの地理的な特性に応じた避難環境の充実などにより、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・交通安全及び防犯の充実強化、身近な道路や施設などの維持管理により、住民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。
- ・イノシシなどの有害鳥獣による被害の防止に向けた環境づくり、住民への広報啓発などの対策を進めます。

### 豊かな自然や歴史、伝統文化を生かし、その魅力を誇れるまち

- ・西区に存在する史跡や文化、伝統などの「西区の宝」を次世代に継承するため、地域と行政の共創による魅力を発信するとともに、地域活動参加への取組みを支援します。
- ・環境活動への参加促進などにより環境意識を醸成し、地域の持つ身近で多様な自然を守っていくとともに、離島や市街化調整区域において、定住化の促進や主要産業である農業・漁業の活性化、地域ブランドや特産品の開発、PRなどのまちづくり活動を支援し、地域振興を図ります。

### 大学の多様な活力と賑わいに満ちた新しいまち

- ・九州大学の人材と住民との相互理解を深めるため連携交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、留学生を含めた多様な人々が尊重され、個性を発揮できるダイバーシティのまちを目指します。
- ・土地区画整理事業などにより拡大した市街地において、新たな担い手と一体となったコミュニティづくりを進めます。